1号ポンプ棟　撤去範囲軸組図(1)

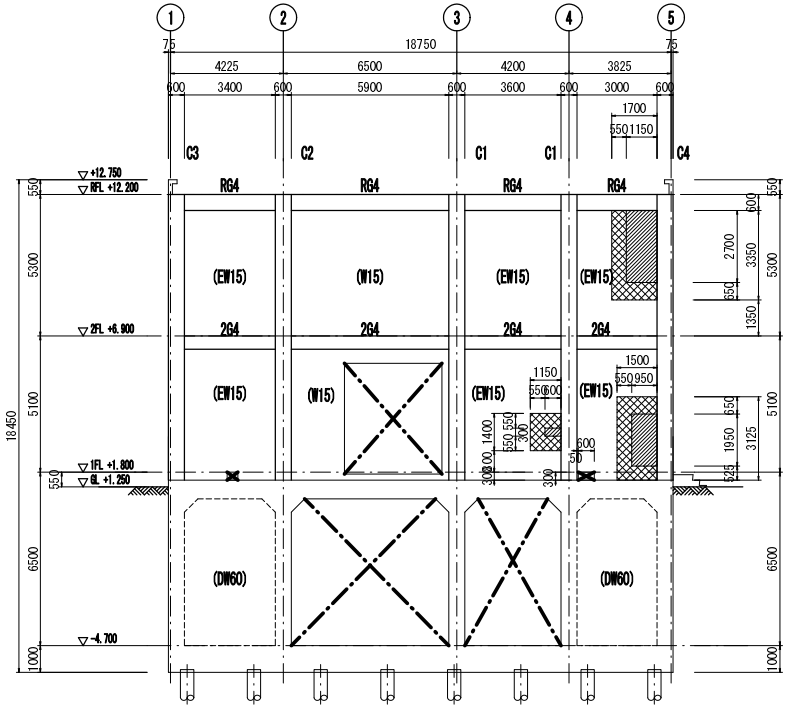

A通軸組図　S=1/100

注）特記なき限り
1.（）内は、既設壁符号を示す。
2. ▨は、コンクリートはつり範囲(既設鉄筋残し)を示す。
3. ▨は、コンクリートはつり範囲(既設鉄筋撤去)を示す。

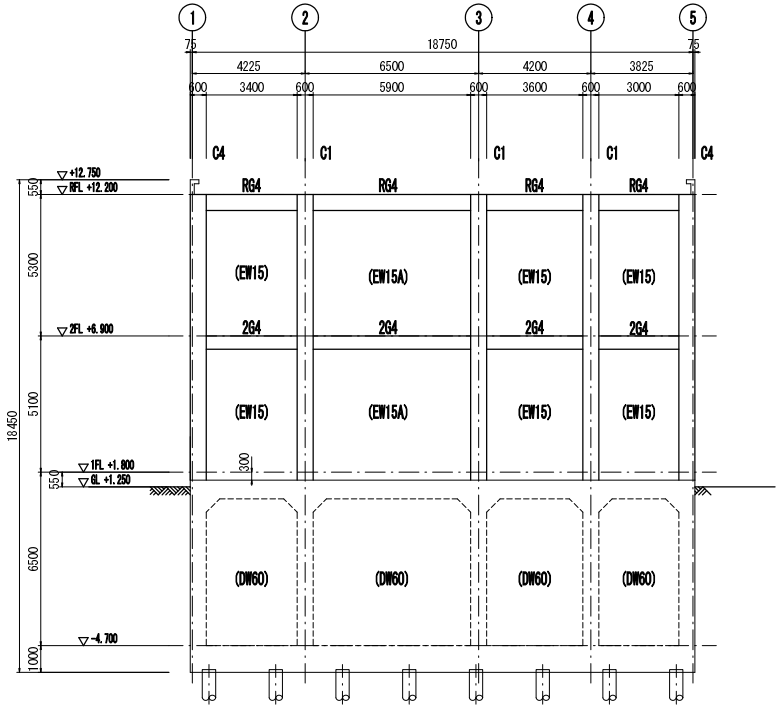

B通軸組図　S=1/100

注）特記なき限り
1.（）内は、既設壁符号を示す。

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名称	1号ポンプ棟　撤去範囲軸組図(1)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-15

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　撤去範囲軸組図(2)

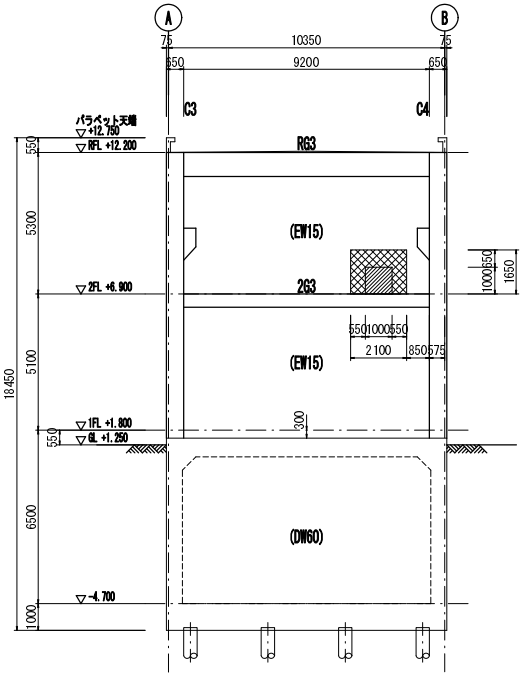

1通軸組図　S=1/100

注) 特記なき限り
1. ( )内は、既設壁符号を示す。
2. ▨は、コンクリートはつり範囲(既設鉄筋残し)を示す。
3. ▨は、コンクリートはつり範囲(既設鉄筋撤去)を示す。

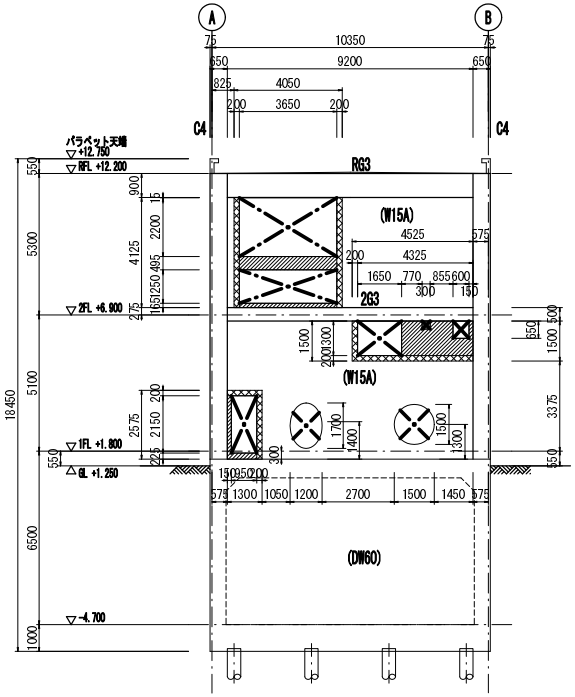

5通軸組図　S=1/100

注) 特記なき限り
1. ( )内は、既設壁符号を示す。
2. ▨は、コンクリートはつり範囲(既設鉄筋残し)を示す。
3. ▨は、コンクリートはつり範囲(既設鉄筋撤去)を示す。

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟　撤去範囲軸組図(2)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-16

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　開口新設・閉塞範囲図

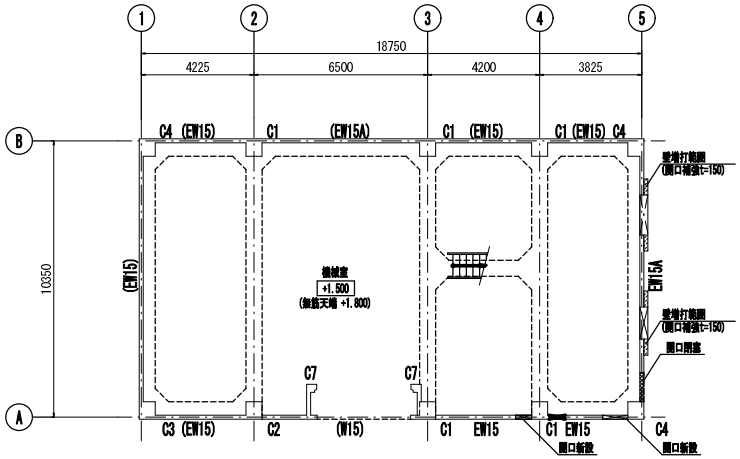

1階伏図　S=1/100

注）特記なき限り
1. 床レベルは仕上を示す。
2. ( )内は、既設壁符号を示す。
3. ▩は、開口閉塞範囲を示す。
4. ▨は、壁増打範囲(開口補強t=150)を示す。

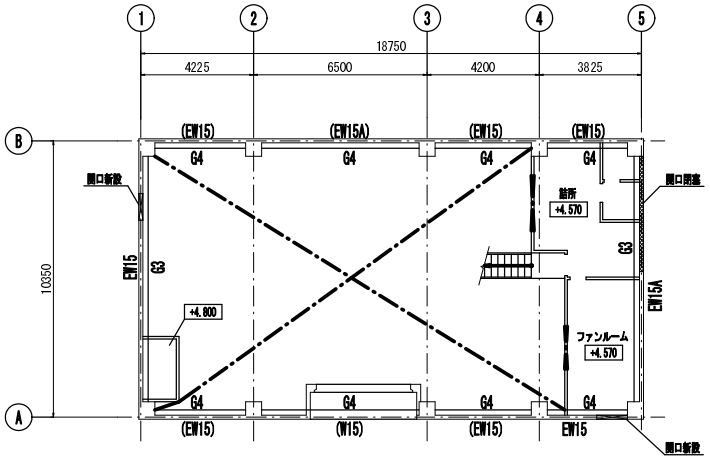

+4.570

2階伏図(1)　S=1/100

注）特記なき限り
1. 床レベルは仕上を示す。
2. ( )内は、既設壁符号を示す。
3. ▩は、開口閉塞範囲を示す。

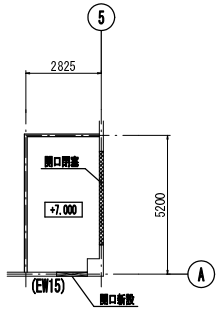

+7.000

2階伏図(2)　S=1/100

注）特記なき限り
1. 床レベルは仕上を示す。
2. ( )内は、既設壁符号を示す。
3. ▩は、開口閉塞範囲を示す。

柱 凡例

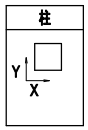

柱リスト

階	符号	Dx × Dy
2	C1	600 × 650
	C4	600 × 650
1	C1	600 × 650
	C4	600 × 650

梁 凡例

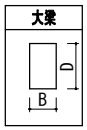

梁リスト

階	符号	B × D
2	G3	350 × 500
	G4	350 × 500

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟 開口新設・閉塞範囲図		
縮尺	1:100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-17

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　開口新設・閉塞 軸組図(1)

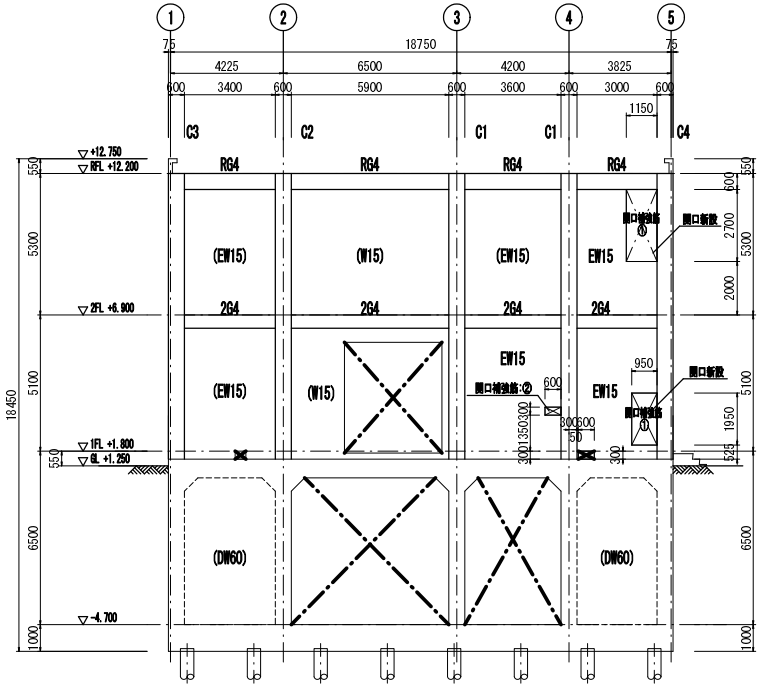

A通軸組図　S=1/100

注) 特記なき限り
1.( )内は、既設壁符号を示す。

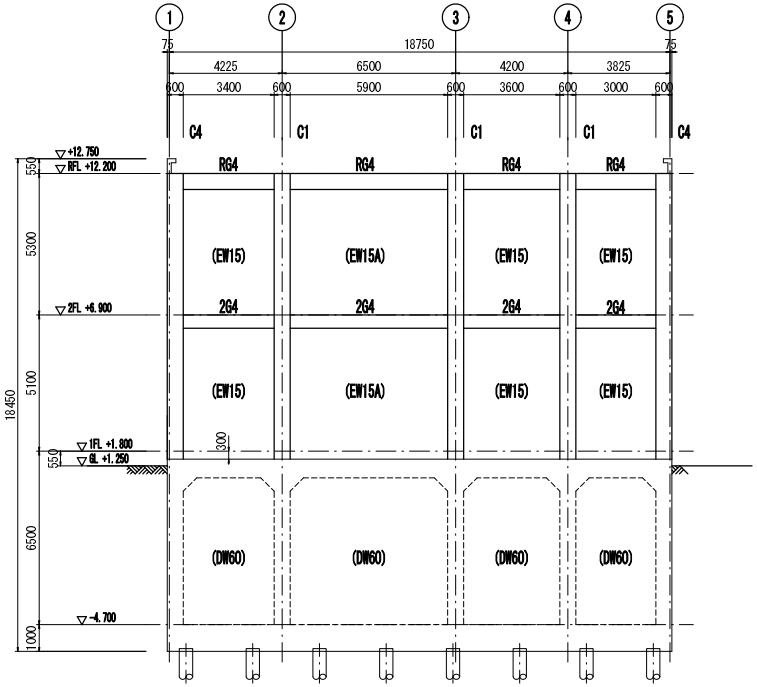

B通軸組図　S=1/100

注) 特記なき限り
1.( )内は、既設壁符号を示す。

柱 凡例

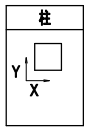

柱リスト

階	符号	Dx × Dy
2	C1	600 × 650
	C4	600 × 650
1	C1	600 × 650
	C4	600 × 650

梁 凡例

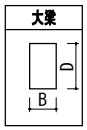

梁リスト

階	符号	B × D
R	G4	350 × 600
2	G4	350 × 500

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟 開口新設・閉塞 軸組図(1)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-18

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　開口新設・閉塞 軸組図(2)

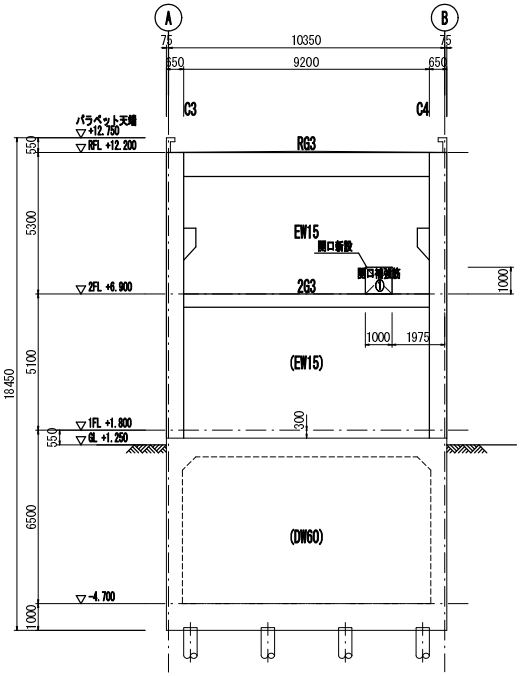

1通軸組図　S=1/100

注) 特記なき限り
1. ( )内は、既設壁符号を示す。

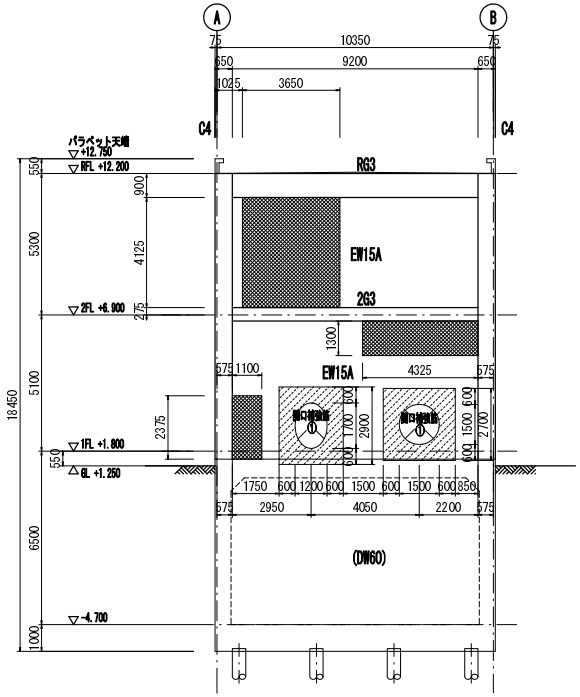

5通軸組図　S=1/100

注) 特記なき限り
1. ( )内は、既設壁符号を示す。
2. ▩ は、開口閉塞範囲を示す。
3. ▨ は、壁増打範囲(開口補強t=150)を示す。

柱 凡例

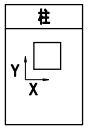

柱リスト

階	符号	Dx × Dy
2	C4	600 × 650
1	C4	600 × 650

梁 凡例

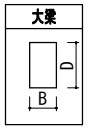

梁リスト

階	符号	B × D
R	G3	350 × 900
2	G3	350 × 500

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟 開口新設・閉塞 軸組図(2)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-19

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　補強部材リスト

特記事項
1．既設鉄筋位置については現場にて確認のこと。
2．鉄筋コンクリートの設計基準強度は21N/mm2 とする。
3．鉄筋は、SD295A（D16以下）、SD345(D19以上)とする。
4．無収縮モルタルの設計基準強度は30N/mm2 とする。
5．帽止筋を1m2当り、1本(D10)入れること。

補強部材リスト(開口閉塞)　S=1/30

符号		EW15A
断面		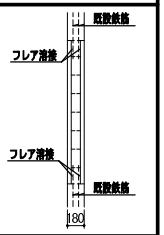
既設鉄筋	縦筋	D10 @ 300(チドリ)
	横筋	D10 @ 200(チドリ)
開口閉塞	縦筋	D10 @ 300(チドリ)
	横筋	D10 @ 200(チドリ)
	接着系アンカー	D16@200(シングル)ナット付 有効埋込長Le=120
	割裂補強筋	φ6-径 75 (スパイラル筋)
備考		接着系アンカー、スパイラル筋は柱・梁との接合面のみに使用

補強部材リスト(開口新設)　S=1/30

符号			EW15	EW15A
断面			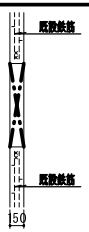	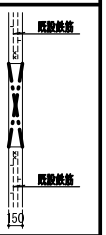
既設鉄筋	縦筋		D10 @ 300 (チドリ)	D10 @ 300 (チドリ)
	横筋		D10 @ 300 (チドリ)	D10 @ 200 (チドリ)
開口新設	開口補強筋①	縦	4-D16	5-D13
		横	4-D13	5-D13
		斜め	2-D13	-
	開口補強筋②	縦	2-D13	-
		横	2-D13	-
		斜め	1-D13	-
備考				

あと施工アンカー(接着系)

一般仕様

1．　使用鉄筋

異形棒鋼とし、D16以下をSD295A、D19以上をSD345とする。

2．　使用コンクリート設計基準強度

Fc=21N/mm2　以上　(普通コンクリート) スランプ18cm

3．　モルタル設計基準強度（無収縮）

Fm=30N/mm2　以上

4．　あと施工アンカー

本体：接着系アンカーとする。

5．　注意事項

1）増設部材と既存コンクリート躯体との接触面については既存コンクリート躯体面を目荒しとし、コンクリート打設前に充分な水湿しを行う。

2）コンクリートの打設にはバイブレーターの使用、又はタタキにより密実なコンクリートとなるように充分な施工計画を立てる。

3）コンクリートは普通コンクリートとして計画施工する。

4）普通コンクリートはスラブ・梁下20cmまで打設し壁頂部は無収縮モルタル圧入とする。

5）コンクリートの強度発現期間内は充分な湿潤状態で養生する。また養生期間中は振動等を与えないように注意する。

6）接着系アンカーの施工

a）　穿孔前に、既存鉄筋の位置を鉄筋探査器等により確認し、既存部の損傷を極力避ける。

b）　施工に際し、アンカーの径・深さ・位置を確認し、アンカー埋込み前には穿孔内の切り粉等を除去する。

c）　アンカーの削孔時に既存鉄筋に当たった場合は、受材の取り付けに有効で、かつ、耐力上支障のない部分に削孔位置を変更する。

d）　c）で使用しない孔は、コンクリート打設に先立ちセメントモルタル等を充填する。

e）　現場施工されたあとの施工アンカーは、全数の打音調査により、その固着度を確認し監督職員に検査書を提出し承認を受ける。

f）　引き抜き耐力の確認試験は、機械的簡易引抜試験機による引張試験とする。

1）試験箇所数は、1日に施工されたものの各径ごとを1ロットとし、この中から3本を行なうこととする。

2）引張試験は、設計用引張強度の2/3の荷重を試験荷重とし、過大な変位を起こさずに耐えられるものを合格としすべての試験箇所が合格すれば、そのロットを合格とする。

3）以上の試験において、一箇所でも不合格のものがあった場合には、そのロット全数について2）の引張試験を行う。

4）不合格となったものは、切断等の処置を行いa）～d）により、新たに施工し、更に2）による引張り試験を行う。

g）　あと施工アンカーの埋込み長さは、図示による。

一般財団法人 建築保全センター　/　建築改修工事監理指針

鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm2）	フックなし L_1
SD295A	21	40d
SD345		45d

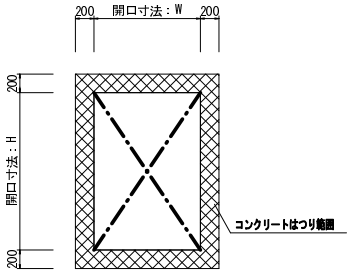

コンクリートはつり標準図

注）標準外の寸法については、撤去範囲軸組図参照のこと。

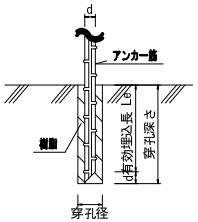

接着系アンカー 施工要領図

注）1．Le=7da以上とする。

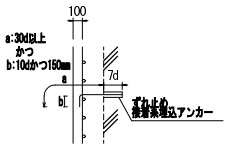

ずれ止めアンカー要領図

注）1．　アンカーは接着系とする。
2．アンカー鉄筋の長さは30d以上、増打厚さの半分以上とする。

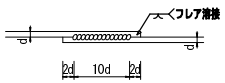

フレア溶接要領図

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟　補強部材リスト		
縮尺	1:30	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-20

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　開口閉塞配筋図(1)

1階 5通/A-B通間 EW15A

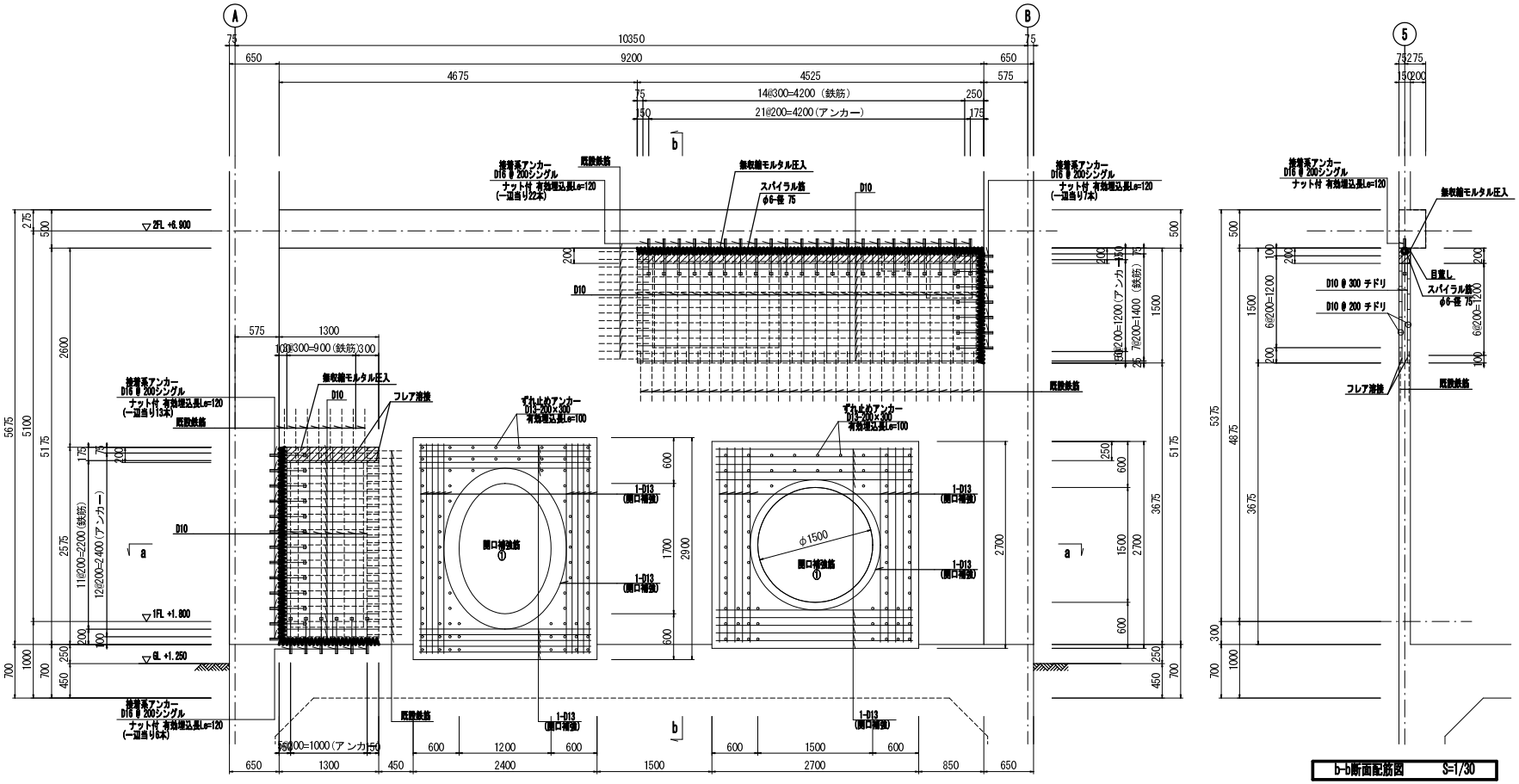

開口閉塞配筋図　S=1/30

b-b断面配筋図　S=1/30

a-a断面配筋図　S=1/30

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟　開口閉塞配筋図(1)		
縮尺	1:30	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-21

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録 (い-27) 第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　開口閉塞配筋図(2)

2階 5通/A-B通間 EW15A

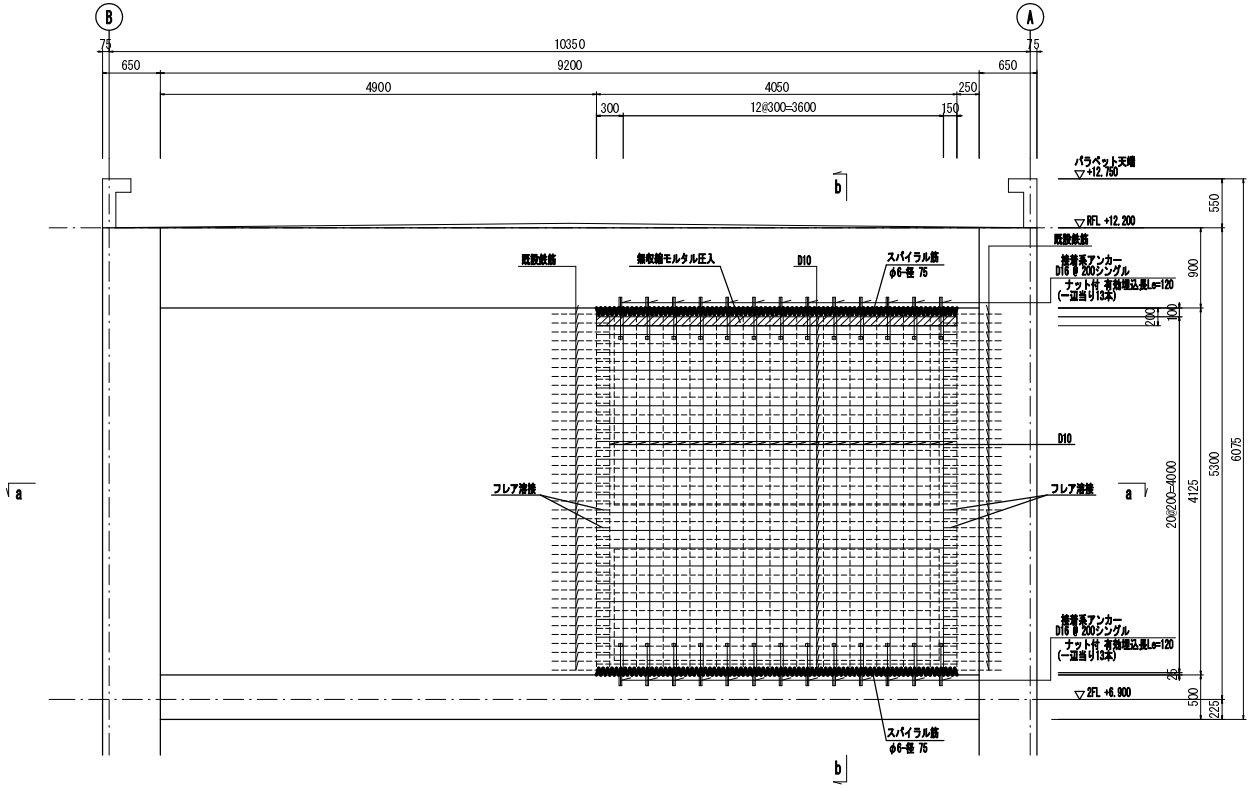

開口閉塞配筋図　S=1/30

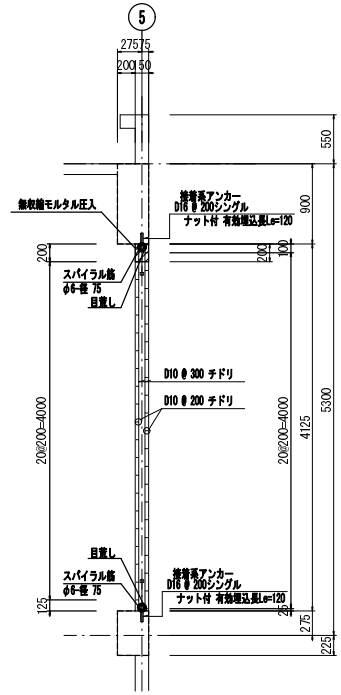

b-b断面配筋図　S=1/30

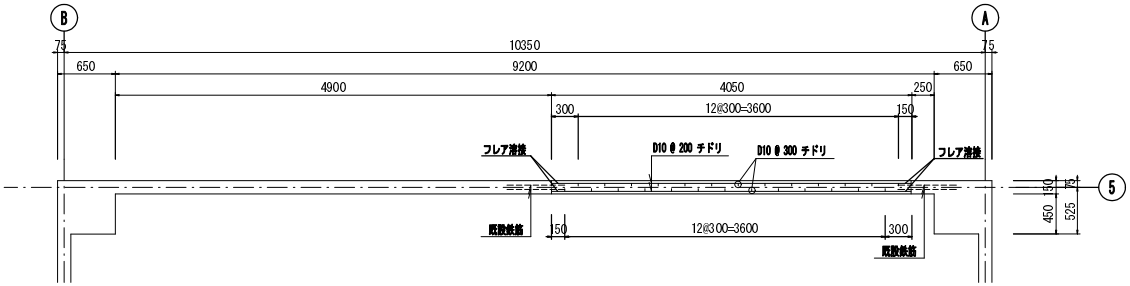

a-a断面配筋図　S=1/30

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟　開口閉塞配筋図(2)		
縮尺	1:30	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-22

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　開口新設配筋図(1)

2階 1通/A-B通間 EW15

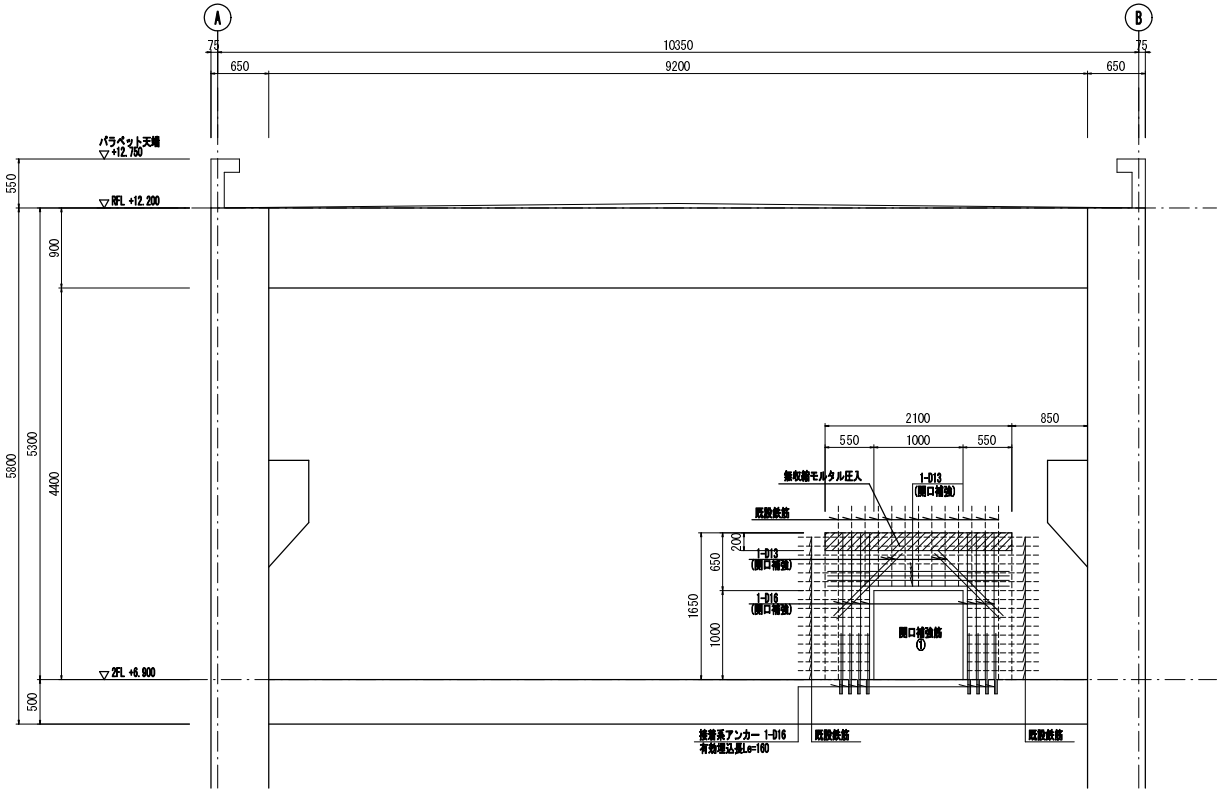

開口新設配筋図　S=1/30

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟　開口新設配筋図(1)		
縮尺	1:30	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-23

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

1号ポンプ棟　開口新設配筋図(2)

1階 2階 A通/3-5通間 EW15

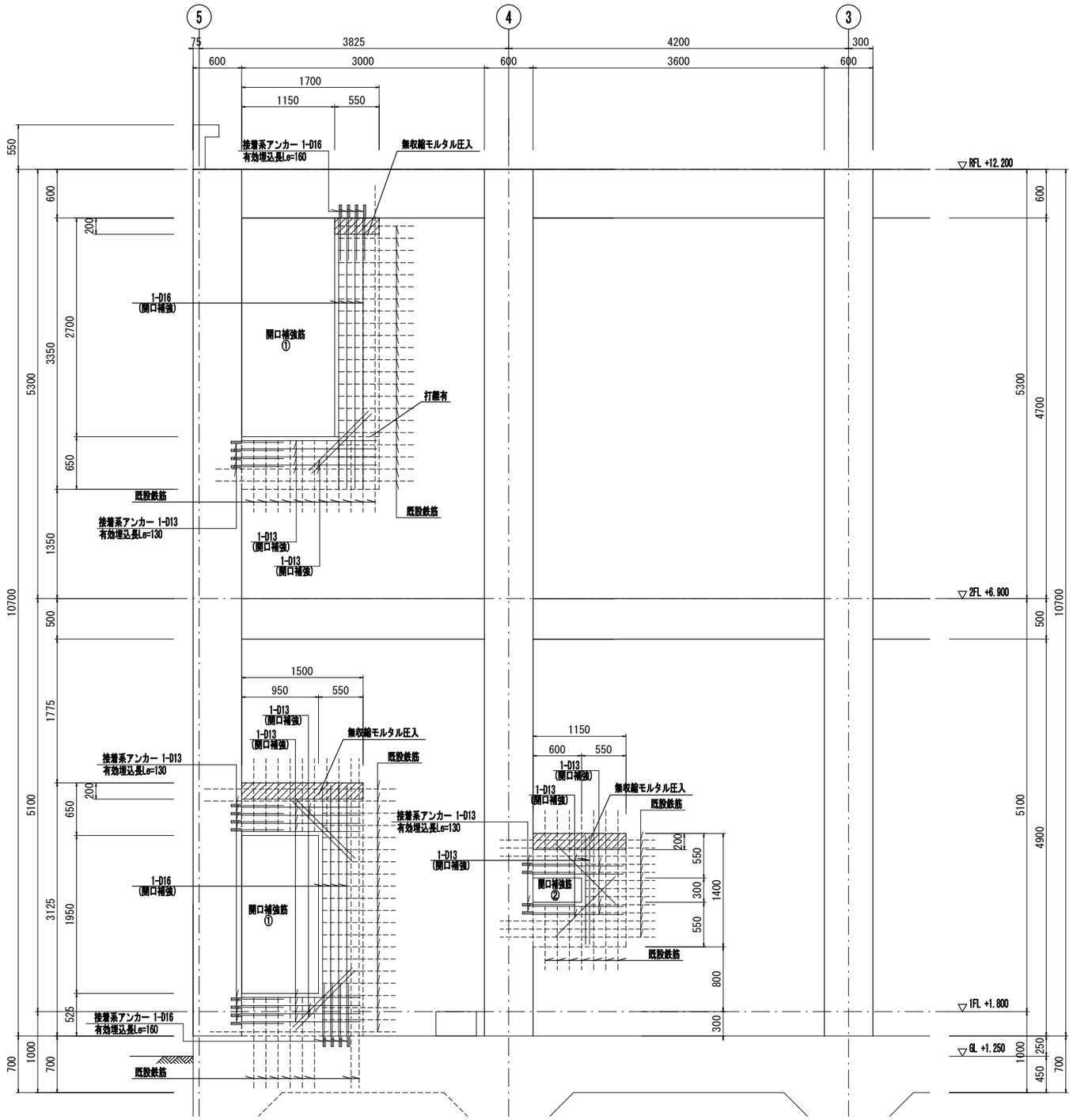

開口新設配筋図　S=1/30

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い-27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	1号ポンプ棟　開口新設配筋図(2)		
縮尺	1:30	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	S-24

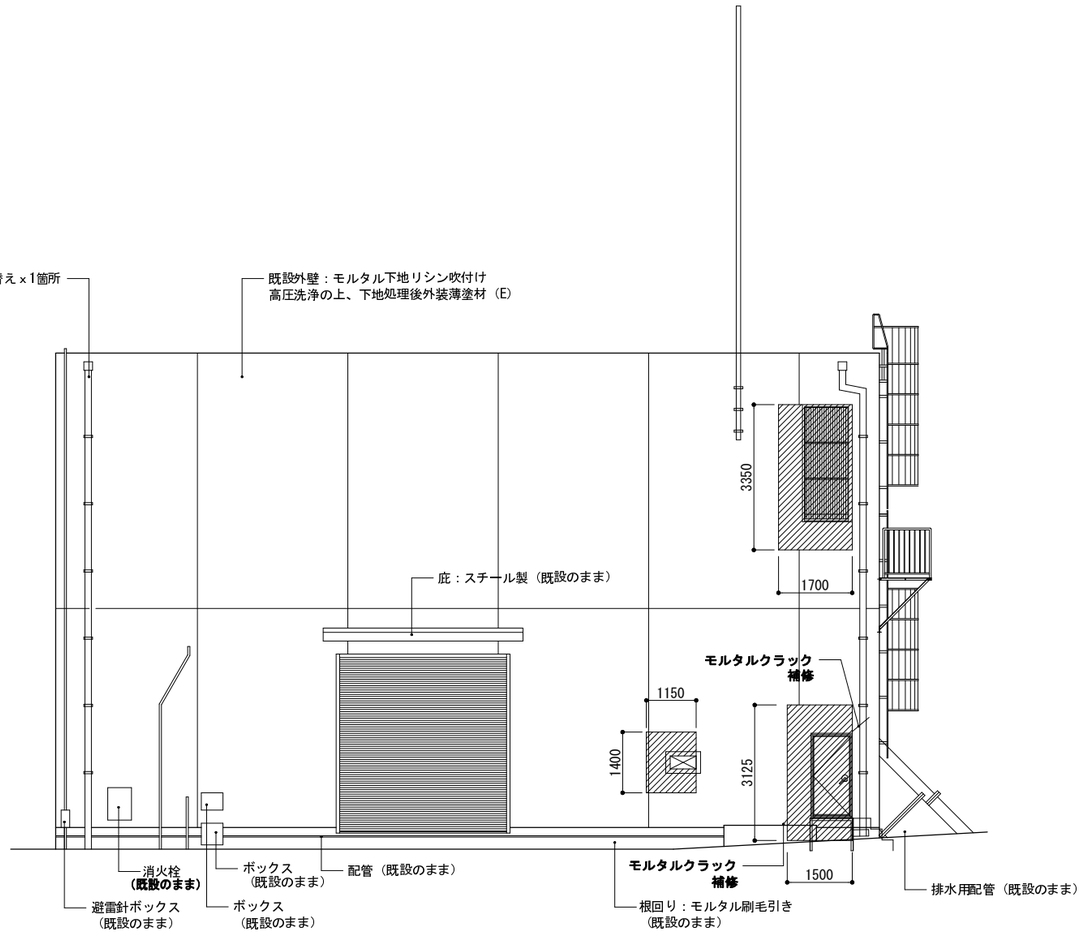

南立面図　S=1/100

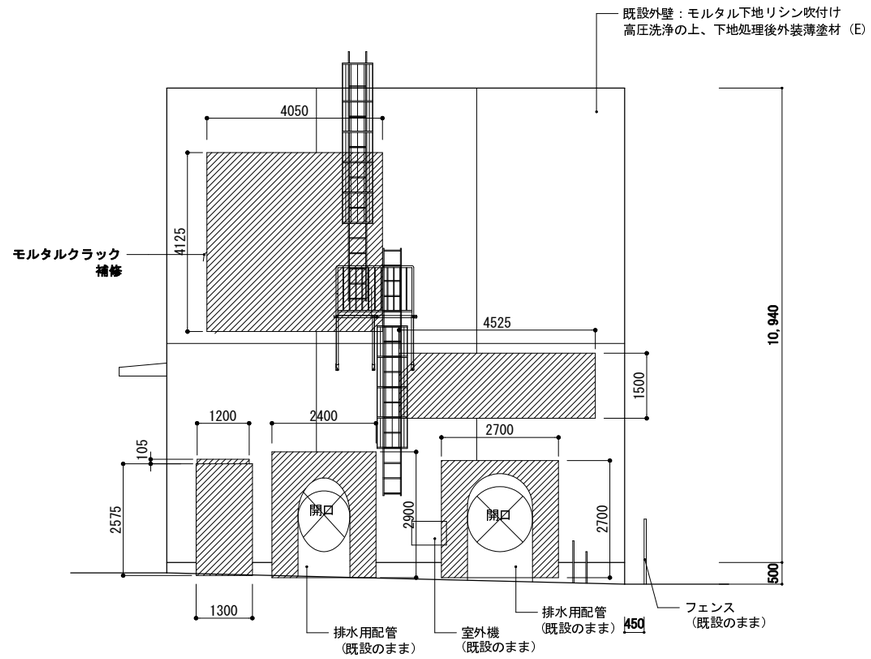

東立面図　S=1/100

耐震補強工事における施工範囲を示す

茂福ポンプ場屋上防水外壁改修工事設計図	訂正	備考

宮田建築設計事務所
三重県四日市市日永西一丁目 28-3　Tel 059（347）7224
Fax 059（347）7227
三重県知事登録 1-537号　一級建築士 270497号　宮田 陽一

南立面図	（ポンプ室）	scale S:1/100	no A-06
東立面図		date 2,010 年 3 月 17 日	
approved Y.Miyata	check	drawn Y.Miyata	job no

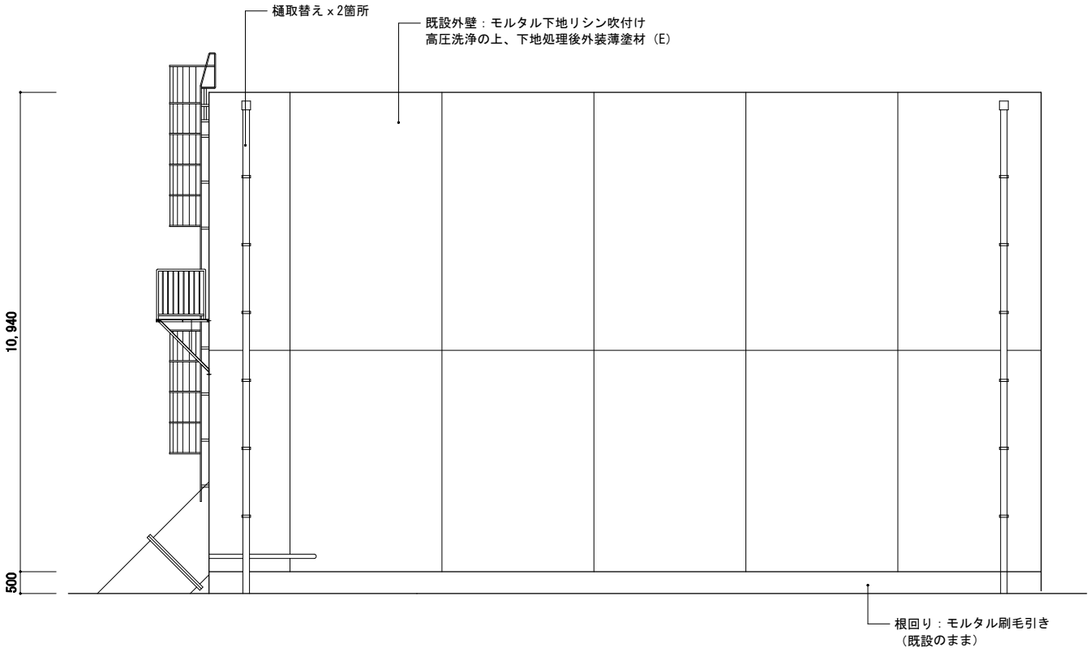

北立面図　S=1/100

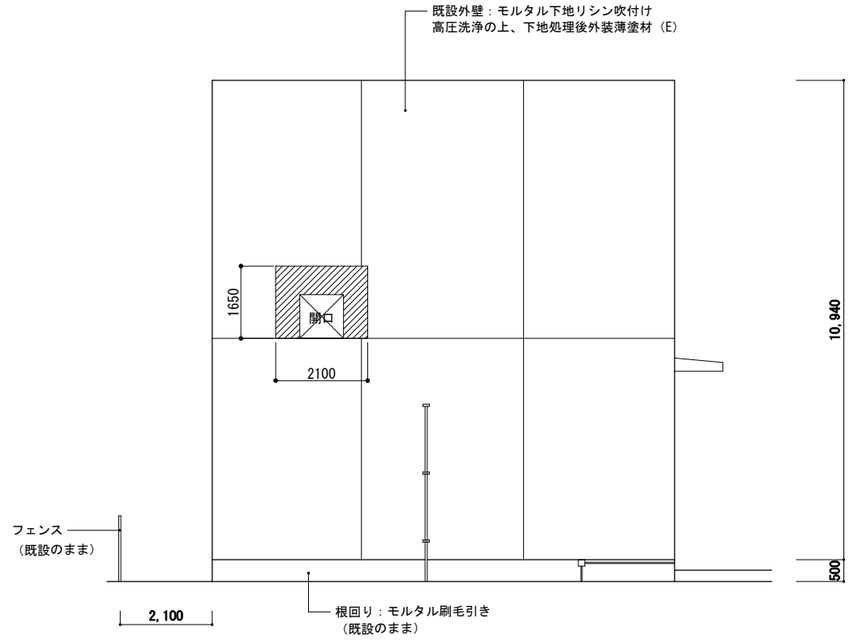

西立面図　S=1/100

耐震補強工事における施工範囲を示す

茂福ポンプ場屋上防水外壁改修工事設計図	訂正	備考

宮田建築設計事務所
三重県四日市市日永西一丁目 28-3　Tel 059（347）7224
Fax 059（347）7227
三重県知事登録 1-537号　一級建築士 270497号　宮田 陽一

北立面図	（ポンプ室）	scale S:1/100	no A-07
西立面図		date 2,010 年 3月 17日	
approved Y.Miyata	check	drawn Y.Miyata	job no

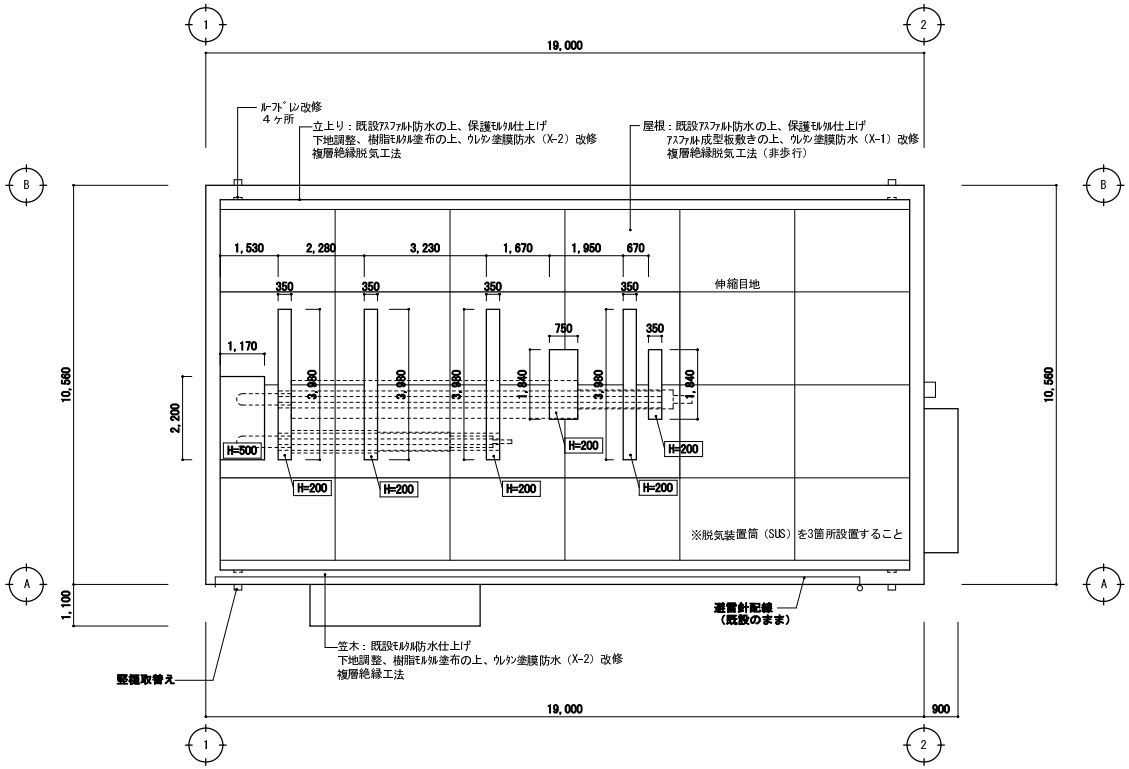

屋根伏図　S:1/100

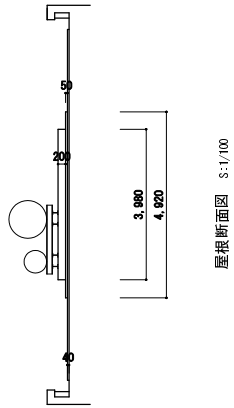

屋根断面図　S:1/100

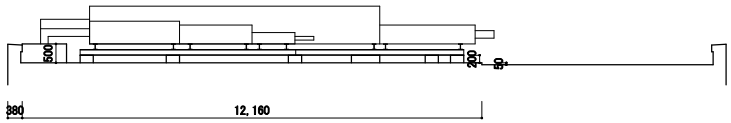

屋根断面図　S:1/100

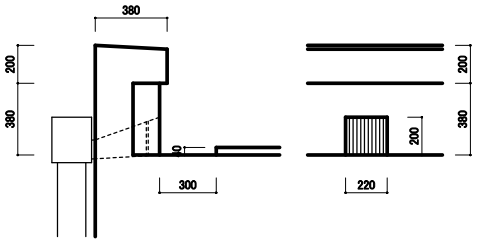

パラペット詳細図　S:1/20

茂福ポンプ場屋上防水外壁改修工事設計図	訂正	備考 ・プライマーはOTプライマーA（田島ルーフィング）とする。 ・ルーフドレン改修はヒートドレンQ（田島ルーフィング）同等品とする。	宮田建築設計事務所 三重県四日市市日永西一丁目 28-3　Tel 059 (347) 7224 Fax 059 (347) 7227 三重県知事登録 1-537号　一級建築士 270497号　宮田 陽一	屋根伏図 パラペット部詳細図	(ポンプ室)	scale S:1/100、S:1/20 date 2,010 年 3月 17日	no A-05
				approved Y.Miyata	check	drawn Y.Miyata	job no

茂福ポンプ場耐震補強工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　四日市市　富田浜町　地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
ポンプ棟	S造			15項	改修

3．工事種目（○印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別 ポンプ棟				屋外	
⊙ 空気調和設備	改修 一式					
⊙ 換気設備	改修 一式					
・ 排煙設備						
・ 自動制御設備						
⊙ 衛生器具設備	改修 一式					
⊙ 給水設備	改修 一式					
⊙ 排水設備	改修 一式					
・ 給湯設備						
・ 消火設備						
・ 厨房設備						
・ ガス設備						
・ 雨水利用設備						
・ 排水処理設備						
⊙ 撤去工事	改修 一式					

4．指定部分　⊙無　・有（　部位：　　）
指定部分工期　平成　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。
⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（　平成31年版(以下「標準仕様書」という。)
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（　平成31年版(以下「改修標準仕様書」という。)
⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（　平成31年版(以下「標準図」という。)

2．特記仕様
章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
⊙ 一般共通事項（一）	① 環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着材は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	② 材料・機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （3）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。
	③ 工事用仮設物	構内につくることが　⊙　できる　・できない
	④ 足場その他	⊙　別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・　本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場　等・　種　・　種　・　種） ・外部足場　等・　種　・　種　・　種　・　種）
	5 建設発生土の処理	・　埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしをする。 ・　構外搬出適切処理とする。
	6 埋戻し土・盛土	・　根切り土の中の良質土　・　山砂の類
	7 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　　m2とする。
	⑧ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（平成25年版）によるほか、監督職員の指示による。
	⑨ 総合調整	⊙本工事　・別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ⊙ 風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定 ⊙ 室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定　・飲料水の水質の測定
	⑩ 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	⑪ 電源周波数	・50Hz　⊙60Hz
	⑫ 容量等の表示	（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	⑬ 耐震措置	設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。） （1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 ・特定の施設　⊙一般の施設 設置場所 / 機器種別 / 重要機器 / 一般機器 / 重要機器 / 一般機器 上層階・屋上及び塔屋 / 機器 / 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 防振支持の機器 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 1.5 水槽類 / 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 中間階 / 機器 / 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 防振支持の機器 / 1.5 / 1.5 / 1.5 / 1.0 水槽類 / 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 地階・1階 / 機器 / 1.0 / 0.6 / 0.6 / 0.4 防振支持の機器 / 1.0 / 1.0 / 1.0 / 0.6 水槽類 / 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの 重要機器は次による。 [名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　] [名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　] [名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　] [名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　] 水槽類にはオイルタンクを含む。 （2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。
	14 地中埋設標等	（1）地中埋設標　・要（図示による。）　・不要 （2）埋設表示用テープ（2倍）　・要（掘水管を除く。）　・不要
	⑮ 配管	（1）ステンレス配管の接合は、下記による。 ・呼び径60Su以下（　SAS322を満足した継手　　）
		（2）溶接部の非破壊検査　・要　（抜取率　・標準仕様書(機械設備工事編)による　・　%）
	16 絶縁継手	取り付け箇所及び仕様は図示による。
	⑰ 塗装	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ・屋外：　・　ドレン管　（　・　指定色塗装　・　　） ・金属電線管　（　・　内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ　・　指定色塗装） ・屋内：　・　EPS、ピット階を除く露出配管、電線管類（　・　指定色塗装　・　　） 下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ⊙　機械室　・　倉庫　⊙　電気室
	⑱ 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。
	19 天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	20 吊り及び支持	（1）（・ 槽内　・土間）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。
	21 施工調査	事前調査　・本工事 調査項目　・既存資料調査 調査範囲　・図示 調査方法　・図示 ・はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 ・石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。）
	㉒ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	㉓ 試験	（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。 （2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HIVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記（2）により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。 既設配管は保温、埋設直前に、 給水給湯系：24時間常圧耐圧確認 排水系：通水確認
	㉔ 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
⊙ 空気調和設備（一）	1 設計用温湿度	外気（地区名：津）：夏期 34.7℃ 57.7%　冬期 1.2℃ 51.8% 室内：一般系統 温度(DB) 28℃ 湿度(RH) 50%　OA系統 温度(DB) 24℃ 湿度(RH) 45%　一般系統(ACP系統) 温度(DB) 28℃(参考) 湿度(RH) 50%(参考) 夏期 28℃ 50% 24℃ 45% 28℃(参考) 50%(参考) 冬期 19℃ 40% 24℃ 45% 19℃(参考) 40%(参考)
	2 鋼板製煙道	伸縮継手、排除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
	3 ダクト	・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（長辺の長さが１５００mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。 ・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。 ・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	4 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	5 チャンバー	（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （2）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。 （3）外壁ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。
	6 ダンパー	（1）防煙ダンパー　復帰方式（・遠隔　・　　） （2）ピストンダンパー　復帰方式（・遠隔　・　　）
	⑦ 配管材料	（1）冷温水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・塩ビライニング鋼管（ＨＶＡ） （2）冷却水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・塩ビライニング鋼管（ＶＡ） （3）油管　・配管用炭素鋼鋼管（黒） （4）蒸気管　給気管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）・圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（・ Sch40） 還管　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・ Sch80） （5）高温水管　・ステンレス鋼管　・配管用炭素鋼鋼管（白） （6）膨張管、空気抜き管、・配管用炭素鋼鋼管（白） 膨張タンクよりボイラー等への補給水管 （7）冷媒管　⊙　断熱材被覆銅管 （8）ドレン管　⊙　配管用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ） （屋外：VP、ｶﾞﾗﾘVP　屋内：保温付VP）
	8 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分）） ６５Ａ以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ・銅管用伸縮管継手の種類は図示による。 ・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	9 油面制御装置	油面制御盤には（・遠隔警報　・電磁弁制御　・　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
	⑩ 保温及び消音内貼り	・還りダクト（ＲＡダクト）（保温範囲は、・図示による　・　　） ・外気取入れダクト（ＯＡダクト）（保温範囲は、・図示による　・　　） ・膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。 ・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。 ・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５の排水管の項による。 ⊙冷媒管の外装の種別は（⊙図示による　・　　）
	⑪ パッケージ型空気調和機	⊙冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆銅管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。 ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。 屋外露出部分は（⊙ ステンレス鋼板　・　着色亜鉛鉄板　・　合成樹脂製カバー ・　保温化粧ケース）によるラッキングを行う。 屋内露出部分は（・　ステンレス鋼板　・　着色亜鉛鉄板　⊙ 合成樹脂製カバー ・　保温化粧ケース）によるラッキングを行う。 保温化粧ケースを除き、保温材にて整形を行う。 冷媒管の耐圧試験は２４時間メーカー推奨圧力で行う 冷媒管の立て管の固定は、垂直方向に5m以上ある場合、銅管から直接1箇所以上固定すること。
	12 ばい煙濃度計	・　設ける　・　設けない
	13 ばいじん量測定口	・　設けない　・　設ける（口径８０φ以上）
	14 チャンバー等	・　本体は（・　アスファルト　・　モルタル　・　エポキシ樹脂）により保護を行う。 空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm 以上とする。 図示されたチャンバーには、寸法（・　400 x 500H　・　500 x 600H）の点検口を設ける。 内張りを施すチャンバー等の表示寸法は、外形寸法とする。 アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを越えるものは、500×500×300Hとする。
	15 吹出口・吸込口・	・　鋼製　・　アルミニウム製　・　木製
	16 保温・塗装	・　外気取り入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通るダクトは保温を行う ・　隠ぺいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ 25 mmの保温材を 重ね巻きを行うか、隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ+10 mm以上とする。
	17 瞬間流量計	・　設ける（検出部と指示部一体形）　・　設けない 取付箇所は、（・　ユニット形空気調和機　・　冷温水ポンプ ・　ヘッダーの各送り管　・　ヘッダーの各返り管）とする。 ・　瞬間流量計を設けない場合は、ピトー管式流量計用タッピングのみを設ける。 取付箇所は前記による。
	18 圧力計・温度計	計器取付箇所（○印の箇所） 機器名 / 機器入口側 圧力計 / 機器入口側 温度計 / 機器出口側 圧力計 / 機器出口側 温度計 / 温度計の種類 冷凍機 / 冷却水 / ○ ○ ○ ○ / ガード付L形又は円形 冷水 / ○ ○ ○ ○ 直たき吸収式冷温水機 / 冷却水 / ○ ○ ○ ○ / ガード付L形又は円形 冷温水 / ○ ○ ○ ○ パッケージ形空気調和機 / 冷却水 / ○ ○ ○ ○ / ガード付L形又は円形 温水 / ○ ○ ○ ○ チャンバ / ○ ○ / ブルドン管式 空気調和機 / 冷温水 / ○ ○ ○ ○ / L形又は円形 チャンバ / ○ ○ / ブルドン管式 温風暖房機 / チャンバ / ○ ○ / ブルドン管式 温水ボイラ / 温水 / ○ / L形又は円形 膨張せ / ○ / L形又は円形
	19 機器基礎	ポンプ　基礎施工要領（四）　・　標準基礎　・　防振基礎 遠心冷凍機　基礎施工要領（二）　・　標準基礎 往復動冷凍機　基礎施工要領（二）　・　標準基礎 パッケージ形空気調和機　基礎施工要領（三）　・　標準基礎　・　防振基礎　・　既製品基礎 ユニット形空気調和機　基礎施工要領（三）　・　標準基礎　・　防振基礎 遠心送風機　基礎施工要領（四）　・　標準基礎　・　防振基礎 ・　防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。
	20 形鋼振れ止め	ダクトに形鋼振れ止め支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。
	21 吊機器の振れ止め	室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上
⊙ 換気設備	① 風道種別	⊙　長方形風道　・　スパイラルダクト　・　アルミフレキシブルダクト（接続部） ・　ピニル管
	② ダクト	⊙低圧ダクト（⊙コーナーボルト工法（長辺の長さが１５００mm以下の部分） ⊙アングルフランジ工法）とする。 ・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。 ・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ・厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より１ランク厚いものを使用する。
	3 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	4 ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	5 排気ダクトのシール	・浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統　・（排気ガス）系統
	6 チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	7 保温	・　全熱交換ユニット用の外気取入れダクト （・保温範囲及び仕様は図示による　・　　） ・全熱交換ユニット用の排気用ダクト （・保温範囲及び仕様は図示による　・　　） ・（・厨房　・湯沸室　　）用の隠ぺい部ダクト（仕様はｈ・(イ)・IX）とし範囲は図示による。
・ 排煙設備	1 ダクト	・亜鉛鉄板　・
	2 排煙口の形式	・図示による。
	3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書平成２０年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
・ 自動制御設備	1 システム構成その他	別図による。
	2 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
⊙ 衛生器具設備	1 衛生器具付属水栓	水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
	2 洗面器	手洗器は止水栓付とする。
⊙ 給水設備	① 配管材料	（1）給水引込管（直結部分）は水道事業者の指定による（・ポリエチレン管） （2）地中埋設配管（コンクリート埋込）・塩ビライニング鋼管（ＶＤ）・ビニル管（ＨＩＶＰ） （3）その他の一般配管（上水）（加温）⊙塩ビライニング鋼管（ＶＡ）　（図示の箇所） （雑用水）　・塩ビライニング鋼管（ＶＡ）
	2 水栓	・台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ・水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
	3 量水器	・親メーター（貸与品）　（・直接式　・パルス式） ・子メーター（買い取り）（・直接式　・パルス式）遠隔表示器付
	4 量水器桝	・水道事業者指定品（・貸与品　・買い取り（材質：　　）　・標準図MC形
	5 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ　・水道直結部分（・１０Ｋ　・　　） ・その他の部分（・５Ｋ　・　　） ・逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。 ・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	6 管の地中埋設深さ	管の上端より原則として、一般敷地は（　３０ｃｍ）構内道路は（　６０ｃｍ）以上とする。
	7 水栓柱	・合成樹脂製　・人造石とぎ出し製　・不凍水栓　・ステンレス製
	8 建物導入部配管	・標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の・(ａ)　・(ｂ)　・(ｃ)による。 ・ポリエチレン配管の施工要領は図示による。
	9 引込納付金等	・要　・不要
	10 保温	次のタンクの保温を行う。　・鋼板製タンク　・ステンレス製タンク
⊙ 排水設備	1 配管材料	（1）屋内　汚水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管 雑排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管 通気管　・排水用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管 ポンプアップ排水管　・排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 （2）屋外　第一桝まで　・排水用塩ビライニング鋼管 ・ビニル管（ＶＰ） 桝間　・ビニル管（ＶＰ） ・リサイクルビニル管（ＲＳ－ＶＵ） ビニル管の125A以上はＶＵを使用してよい。 屋内露出配管はカラーVPとする。
	② 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（ＶＰ）でもよい。 大便器、小便器、洗面器及び掃除　流しとの接続管は、ビニル管（ＶＰ）とする。
	3 満水試験継手	取り付け箇所は図示による。
	4 放流納付金等	・要　・不要
・ 給湯設備	1 配管材料	・ステンレス鋼管　・塩ビライニング鋼管（ＨＶＡ）　※地中埋設配管は、ＷＨＴＬＰ
	2 弁類	・ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。 ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分））
・ 消火設備	1 配管材料	（1）屋内消火栓　一般・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・配管用炭素鋼鋼管（白） 地中・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６）　・外面被覆鋼管（ＶＳ） （2）連結送水管　一般・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・ Sch40） 地中・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・ Sch40）
	2 建物導入部配管	標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の・(ａ)　・(ｂ)　・(ｃ)による。
	3 不活性ｶﾞｽ消火設備	別図による。
	4 泡消火設備	別図による。
	5 保温	屋外露出配管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5の給水管の項による。
・ 厨房設備	1 システム	・ドライシステム　・
	2 機器の機能等	図示による。

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名称	特記仕様書　建築機械設備１		
縮尺	－	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AM-01

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

章	項目		特記事項
・ガス設備	1	ガス種別	・都市ガス（供給者名：　　発熱量　　ＭＪ/m3（Ｎ）） ・液化石油ガス
	2	配管材料	・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ・液化石油ガス　（１）一般：・配管用炭素鋼鋼管（白） （２）地中：・ポリエチレン管　・外面被覆鋼管（ＶＬ）
	3	充てん容器	別途（・５０ｋｇ　・　　）×　４本
	4	集合装置	標準図（液化石油ガス容器巡り配管要領）による　４本組。
	5	転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（・（ａ）　・（ｂ））による。
	6	メーター	・親メーター（貸与品）　（・直読式　・パルス式（パルス発信器は　・買い取り）） ・子メーター（買い取り）（・直読式　・パルス式）
	7	ガス漏れ警報器	・本工事（図示による。）　・別途工事
	8	漏洩検知装置	・要　・不要
	9	電気防食	・要　・不要
	10	引込負担金等	・要　・不要
・雨水利用設備	1	仕様等	別図による。
・排水処理設備	1	仕様等	別図による。
	2	設備方式	・排水再利用　・浄化槽　・厨房除害
⊙搬出工事	①	撤去内容	⊙ 図示による
	2	支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	3	石綿含有材撤去	・撤去方法　・図示による　・
	④	冷媒(ﾌﾛﾝ類)の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 （１）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書
	⑤	発生材の処理	⊙ 引き渡しを要するもの は、金属類（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金物）、 （・ルームエアコン　・　・　・　　）とする。 ⊙引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニュフェスト）確認表を作成し、監督員にＡ票及びＤ票 もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物 （ＰＣＢ使用機器　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・再使用又は再資源化を図るもの
・し尿浄化槽設備工事	1	処理種別及び構造	・合併処理（・接触ばっ気方式　・長時間ばっ気方式 ・回転板接触方式　・　　） 処理対象人員　　人　容量　　㎥／日
	2	処理能力	・コンクリート製（・現場施工形　・ユニット形）　・ＦＲＰ製
	3	本体構造	ＢＯＤ　　ｍｇ／L以下
	4	放流水質	・製造者標準品　・ＭＨＡ　・ＭＨＢ
	5	マンホールふた	立上り部はコンクリートにて ５００Ｈ まで根巻きをする。
	6	臭突	・土圧のみ　・ ２００ｋｇｆ／m52　・ ３５０ｋｇｆ／m52　・ ８００ｋｇｆ／m52
	7	スラブ負荷重	・自然流下
	8	排水方式	・ポンプ排水 （ポンプ槽内径　　mm，ＧＬよりの深さ　　m以上 ただし深さが １．２m以上の場合はタラップ付とする。）
	9	送風機室	・不要　・要（・別途工事　・本工事） ・独立設置形（・地上式　・地下式）　・槽と一体形
	10	消毒剤	固形剤とし、予備品 ２ kg（容器入り）を納入する。
	11	槽内にある鋼管類の防食	・タールエポキシ樹脂塗料３回塗りを行う。 ・土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。

⊙一般共通事項(2)

項目	特記事項
① 保険及び保証	⊙建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出） ⊙請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
② 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ⊙法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出） ⊙建設業退職金共済制度　（掛金収納書を提出） 共済証紙購入額　請負額の0.5／1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は 理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。
③ 工事実績情報の登録	工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（CORINS）に登録すること。
④ 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。
⑤ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。 資材購入及び工事の一部を下請業者に下施工する場合、業者の選定に際し ては、できる限り市内業者を優先させること。
⑥ 監督員事務所	・設ける　⊙ 設けない
⑦ 工事用電力 ・水・その他	⊙ 工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ・市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。
⑧ 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等と添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。
⑨ 電気保安技術者の適用	・設ける　⊙ 設けない
⑩ 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真 埋設部、いんぺい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで A4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に 提出すること。
⑪ 完成時の提出図書	監督員の指示により下記のものを提出する。 ⊙ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ⊙ 完成図　ＣＡＤデータ　ＰＤＦデータ　（ＣＤ－Ｒ） ・　完成図　（Ａ４版に製本したもの） ⊙ 完成図　（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ⊙ 工事写真（紙、ＣＤ－Ｒ） ⊙ 保全に関する資料等　2部
⑫ 防振吊り金物・防振支持金物	次の配管には、防振吊り金物（・シングル　・ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・口径 50A以上の配管（・冷温水　・冷却水　・揚水） ・次に示す配管
⑬ 管溶接部の検査	標準仕様書第２編 2.5.16.12　の溶接部の非破壊検査の適用 ・不要　・要
14 鋳鉄製弁類	ライニング弁類の使用範囲 ・標準仕様書による　・使用しない
15 防振継手	・合成ゴム製　・ベローズ形
16 可撓継手	・合成ゴム製　・ベローズ形
17 管の防食	保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、 プラスチックテープ巻き 1/2 重ね１回巻きとする。ただし外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。
⑱ 保温材	保温材の種類 ／ 区分 グラスウール保温材：⊙ 給水管　⊙ 排水管(ﾊﾞﾙﾌﾞ類)・給湯管・温水管・冷水管・冷温水管・長方形ダクト・スパイラルダクト・ヘッダー・タンク・蒸気管 ロックウール保温材：・給水管・排水管・給湯管・温水管・冷水管・冷温水管・長方形ダクト・スパイラルダクト・ヘッダー・タンク・蒸気管 ポリスチレンフォーム保温材：・給水管・排水管・冷水管・冷温水管・ヘッダー（※）・タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・SUS製ラッキング　・樹脂製ラッキング　・カラー亜鉛鉄板　・その他（　　）
⑲ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
20 既設との取合い	本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。
21 スリーブ	・亜鉛鉄板　・紙チューブ　・つば付鋼管　・塩化ビニル管
22 管の支持	屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。
㉓ 施工条件	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1.施工可能日　・土、日曜日、祝日施工有り　・指定なし ・その他（　　） 2.施工可能時間帯　・指定有り（　時～　時）　・指定なし

⊙アスベスト含有物の取扱い

① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 （建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針） を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない 施工箇所及び工法　・図示
3 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無 除去仕上塗材（　　）含有場所（　　） アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有箇所・吹付主剤・下地調整材（吹付仕上）・下地調整材（ローラー仕上） 吹付主剤、下地調整材（吹付仕上）はアスベスト含有吹付け材、下地調整材（ローラー仕上）はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲　・全面撤去　・塗外壁補修等作業箇所のみ撤去　・図示による 外壁補修等作業は足場アンカー設置、コア抜き、 機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。 除去工法 吹付主材、下地調整材（吹付仕上）の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材（ローラー仕上）の除去工法についてはレベル3の除去工法と同等とする。 除去工法の試験施工　・行う　・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要　・その他（　　） 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出　・行う　・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出　・行う　・行わない 大気汚染防止法に基づく届出　・行う　・行わない アスベスト粉じん濃度測定　・行う（試験施工時）　・行わない_ 測定場所_　・施行区画周辺又は、敷地境界　・図示による 測定点　　2方向各１点_ (注) 試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。_ アスベスト粉じん濃度測定方法 計数機器　位相差顕微鏡_ メンブレンフィルタの直径　25mm_ 試料の吸引流量　5l/min_ 試料の吸引時間　120 min 試料の透明化　アセトン－トリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法_ 計数条件　総アスベスト繊維数　200本又は視野数50視野_ 計数アスベスト　直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上 定量限界　0.5 f/l 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
4 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有 保温材の有無　・有　・無 除去保温材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
5 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無　・有　・無 除去成形板（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 処分方法　・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
6 アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無　・有　・無 除去シール材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法　・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
⑦特記事項	本工事に配置管理させる者（有資格者） ・特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

＜現場代理人に関する事項＞
工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。

＜随時検査＞
設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第６項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うとき は、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又はこの作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及びこは、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)　紙媒体　シュレッダーによる裁断

(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

＜現場代理人に関する事項＞工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名称	特記仕様書　建築機械設備２		
縮尺	－	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AM-02

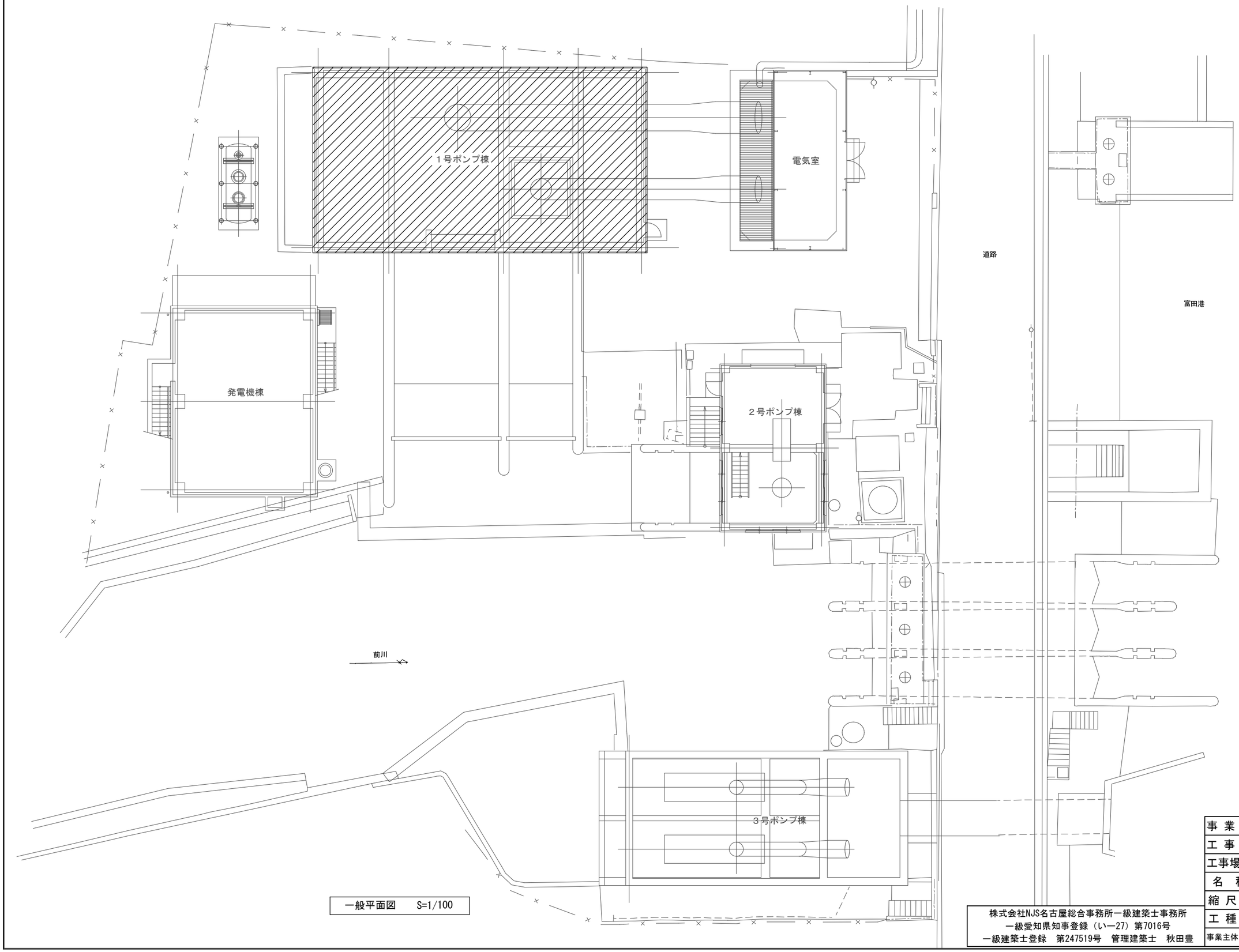

一般平面図　S=1/100

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	一般平面図		
縮尺	1/100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AM-03

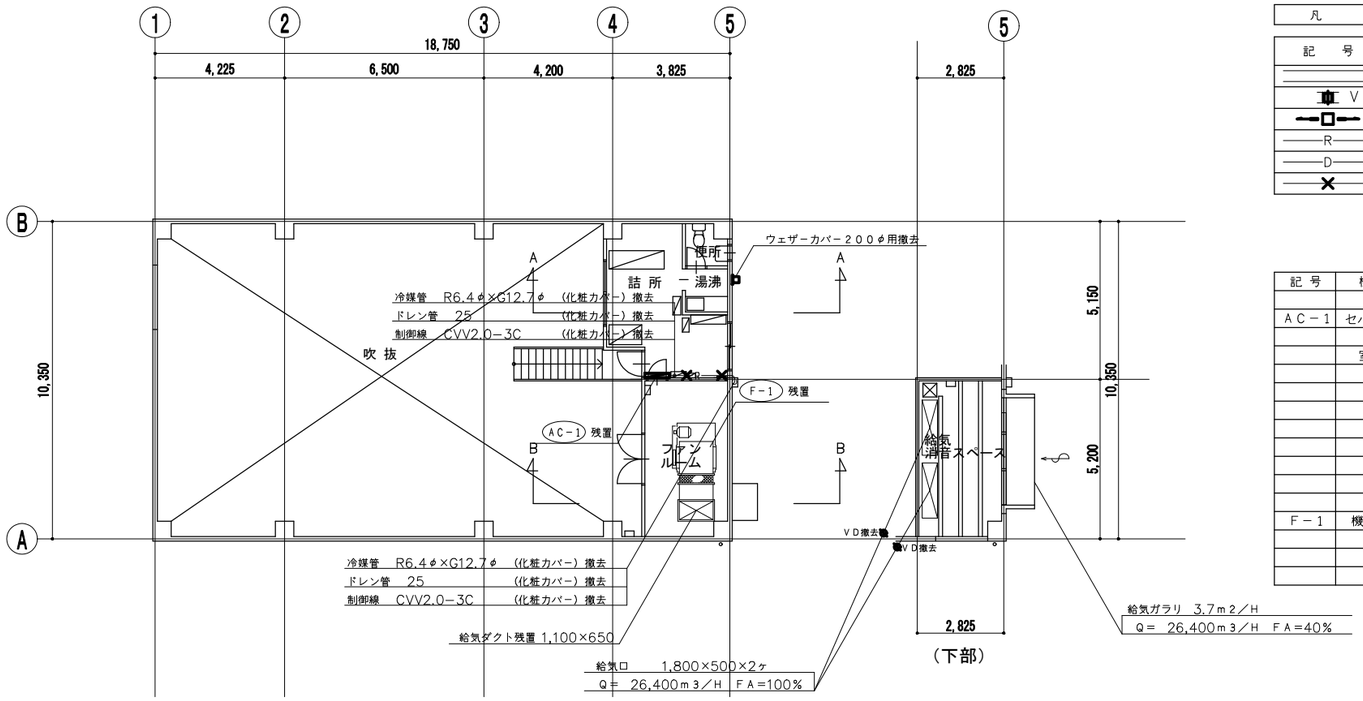

改修前 ２階平面図 １：１００

改修前 ２階上部平面図 １：１００

凡 例

記 号	名 称	備 考
	矩形ダクト	亜鉛鉄板製
VD	風量調節ダンパ	VD
	吹出口	HS
R	冷媒管	断熱材付被覆銅管 屋外外装はSUSラッキング
D	ドレン管	配管用炭素鋼鋼管（白） SGP（白）
	撤去を示す	

機 器 表 60Hz

記号	機器名称	台数	仕様	相φ	電圧V	動力kw	設置室	備考
AC−1	セパレートクーラー	1	MPK−RP40KA3（室内ユニット） 空冷ヒートポンプ				詰 所	（三菱電機）
	室内機：残置		冷房能力 3.6 KW					
	室外機：取外し		暖房能力 4.0 KW					
			送風機 690 m3/H	1	200	0.04		
			概略寸法 780W×210D×298H，製品重量 9kg					
			MPUZ−ERP40HA7（室外ユニット）				1階外壁	
			圧縮機	3	200	0.8		
			送風機	3	200	0.03		
			概略寸法 800W×300D×600H，製品重量 43kg					
F−1	機械室給気ファン	1	DRS・No4 1／2（両吸込シロッコファン）				ファンルーム	（エバラ）
	残置		26,400m3/H × 30mmAg	3	100	7.5		

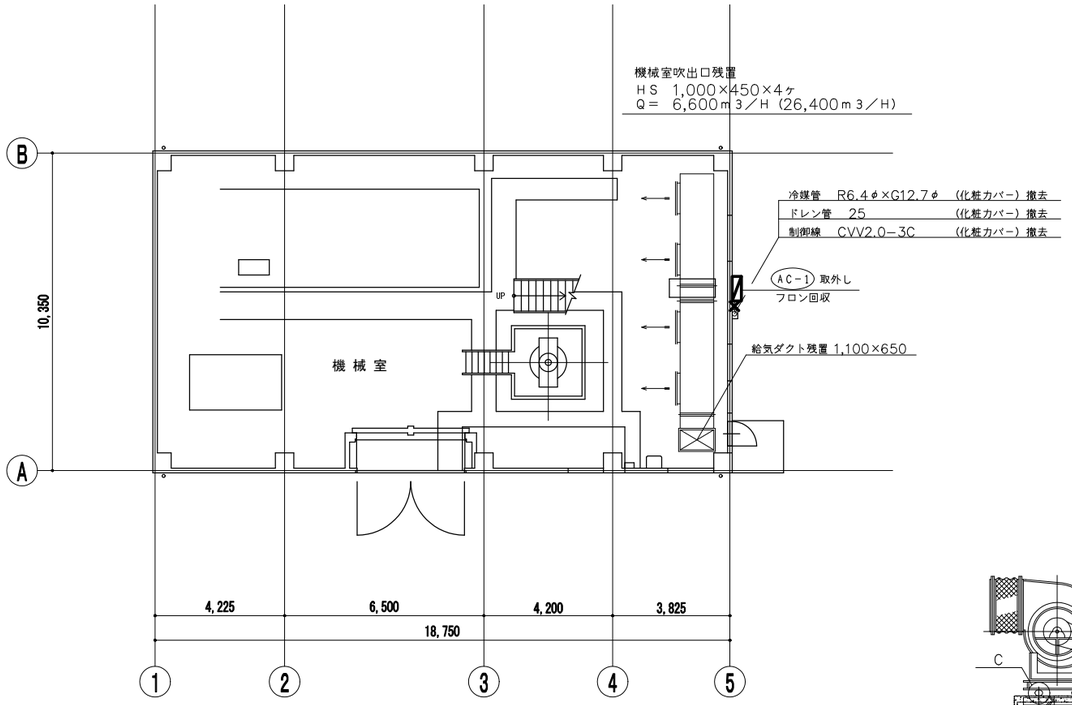

改修前 １階平面図 １：１００

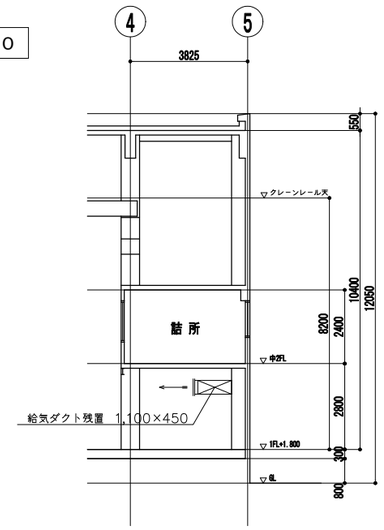

改修前 A−A断面図 １：１００

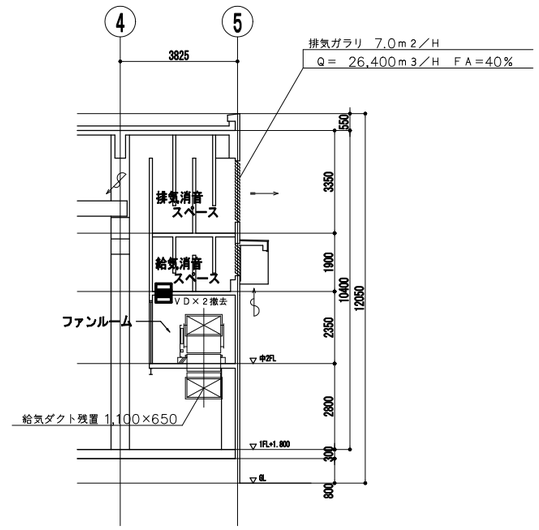

改修前 B−B断面図 １：１００

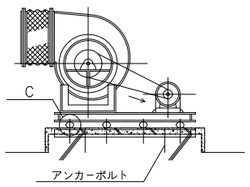

送風機防振基礎

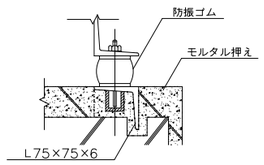

C部詳細図

事業名	令和元年 公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市 富田浜町 地内		
名 称	１号ポンプ棟 換気設備 改修前 平・断面図		
縮 尺	1/100	設計年月日	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AM-04

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い−27）第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

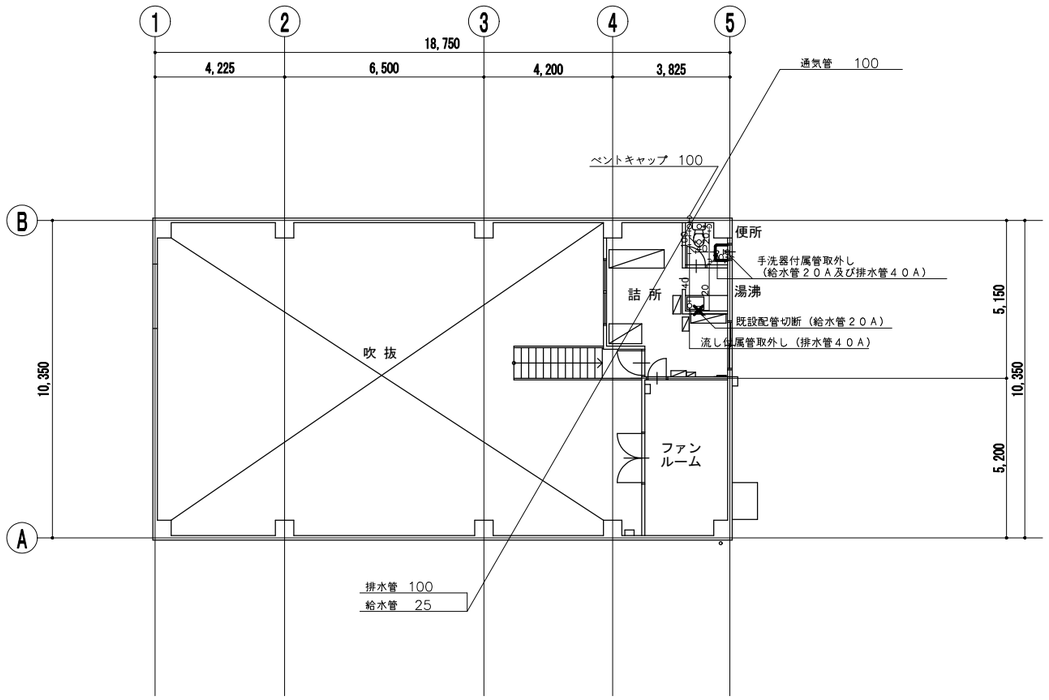

改修前　２階平面図　　１：１００

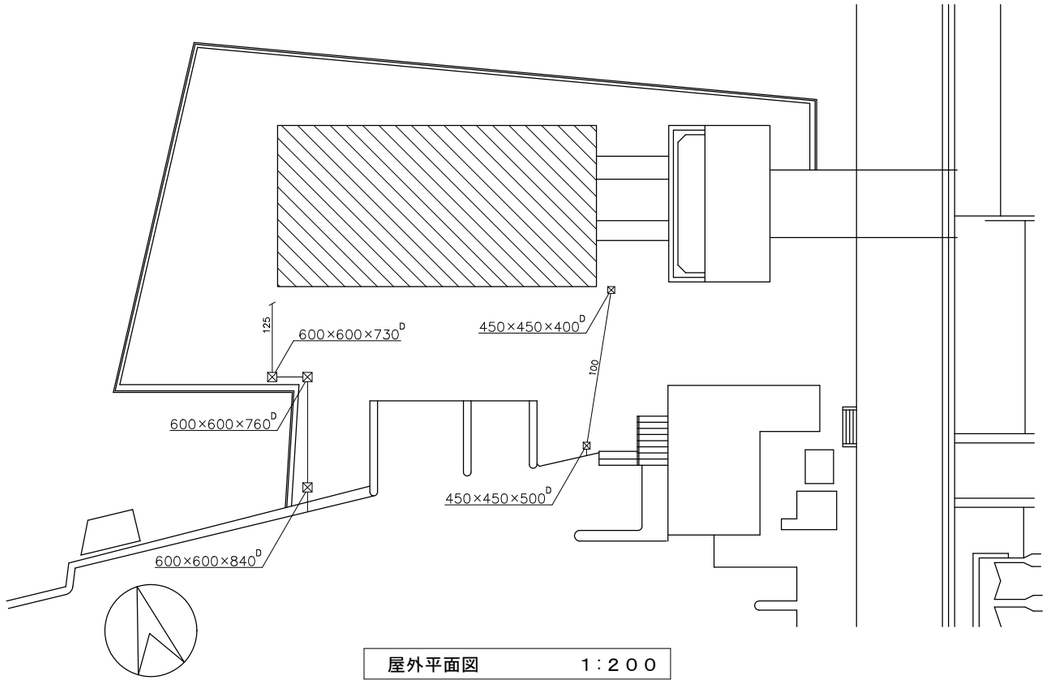

屋外平面図　　１：２００

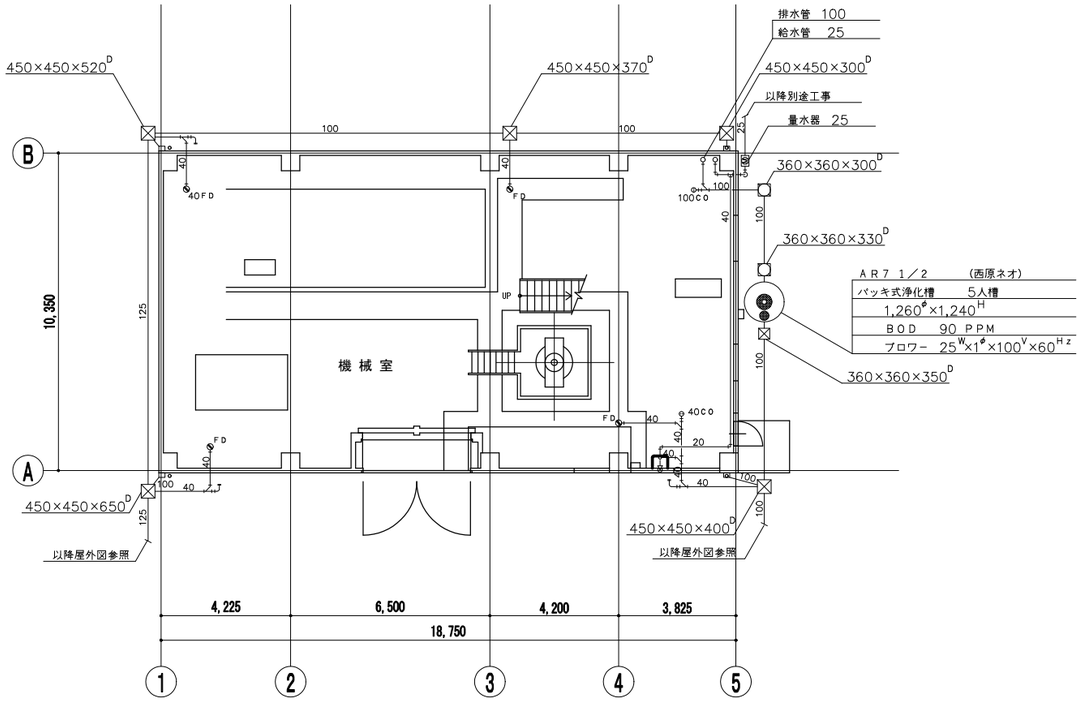

改修前　１階平面図　　１：１００

凡　　例

記　号	名　称	備　　考
———-———	給水管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　ＳＧＰ－ＶＡ
———————	排水管	配管用炭素鋼鋼管（白）　ＳＧＰ（白）
———————	排水管（埋設）	硬質ポリ塩化ビニル管　ＶＰ
——✕———	撤去を示す	

階	室　名	器具名称	型　番	個数	備　　考
1	機械室	洗面器（残置）	Ｌ－２３０Ｄ	1	水栓、水石けん入れ（ＴＳ１２５Ｓ）　その他附属品付（ＴＯＴＯ）
2	便　所	大便器（残置）	Ｃ－２１	1	ロータンク（Ｓ５３６），紙巻器（ＴＳ１１６）　その他附属品付（ＴＯＴＯ）
		洗面器（取外し）	Ｌ－２３０Ｄ	1	水栓、化粧棚（Ｓ３）　その他附属品付（ＴＯＴＯ）
2	湯沸室	流　し（取外し）	建築工事	1	１５自在水栓（Ｔ１３０ＡＲ１３），４０胴トラップ

衛生器具表

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名　称	１号ポンプ棟　衛生設備 改修前　平面図		
縮　尺	1/100	設計年月日	平成 31年 3月
工　種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AM-05

サイレンサーリスト　※下記性能以上を有するものを採用すること

記号	型式	系統名	サイズ W	サイズ H	サイズ L	減衰性能（dB）、中心周波数（Hz） 63	125	250	500	1K	2K	4K	8K	風量（CMH）	圧力損失（Pa）	個数	参考型番（日本ノイズコントロール社製）
S/1	エルボサイレンサー	ポンプ室系統	900	900	2700	8.5	13.0	22.0	31.0	40.0	36.0	32.0	22.0	26400	68	1	450ELB−S−2700 2M

※標準仕様　（外板及びパンチング：高耐食メッキ鋼板，吸音材：はっすい性ＧＷ３２ｋ）

凡例

記号	名称	備考
	矩形ダクト	亜鉛鉄板製
	吹出口	ＨＳ
R	冷媒管	断熱材付被覆銅管　屋外外装はＳＵＳラッキング
D	ドレン管	配管用炭素鋼鋼管（白）　ＳＧＰ（白）

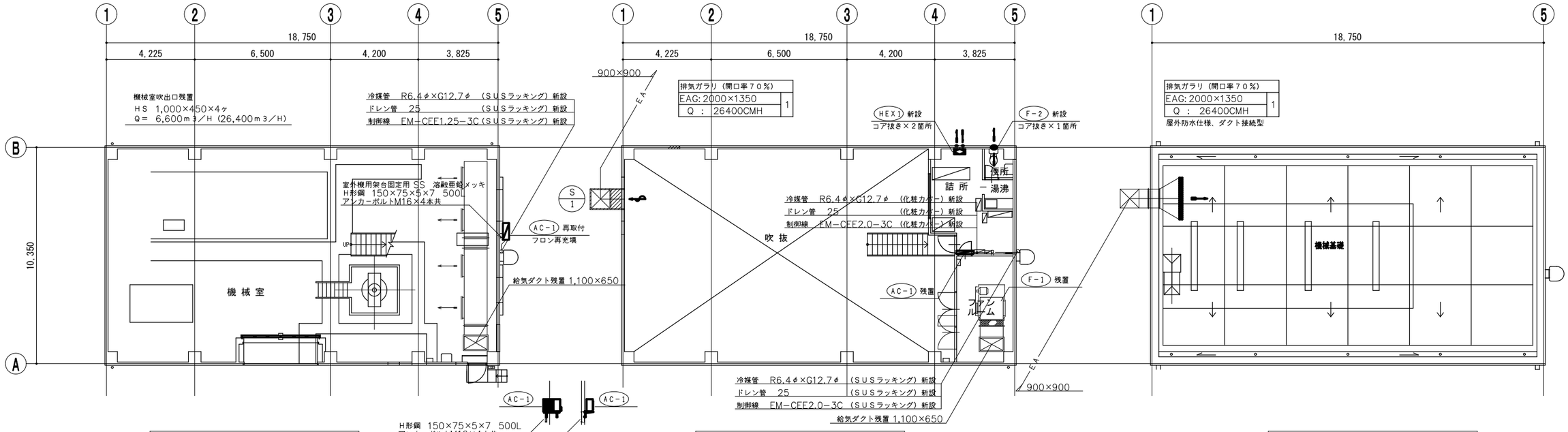

改修後　１階平面図　　１：１００

改修後　２階平面図　　１：１００

改修後　屋階平面図　　１：１００

空調室外機据付図（参考）１：１００

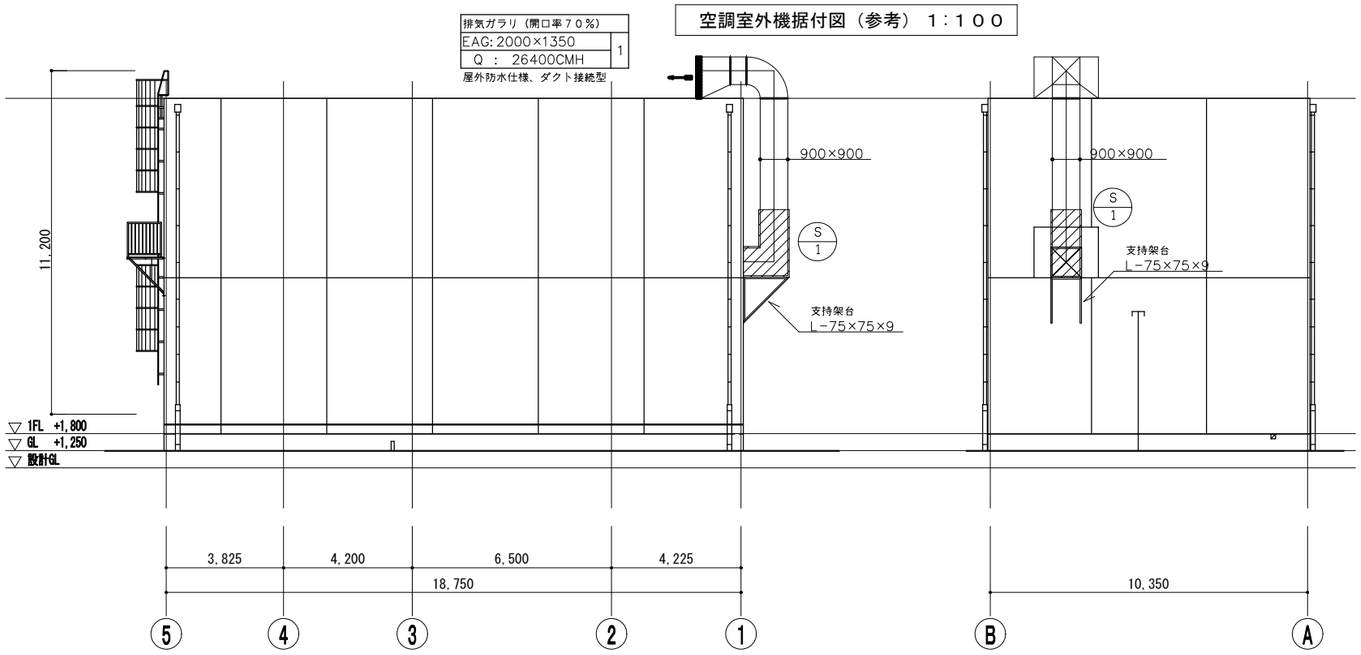

改修後　北立面図　　１：１００

改修後　西立面図　　１：１００

機器表　６０Ｈｚ

記号	機器名称	台数	仕様	相φ	電圧V	動力kw	設置室	備考
ＡＣ−１	セパレートクーラー	１	ＭＰＫ−ＲＰ４０ＫＡ３（室内ユニット）空冷ヒートポンプ				詰所	（三菱電機）
	室内機：残置		冷房能力　３．６　ＫＷ					
	室外機：再取付		暖房能力　４．０　ＫＷ					
			送風機　６９０　ｍ３／Ｈ	１	２００	０．０４		
			概略寸法　７８０W×２１０D×２９８H，製品重量　９ｋｇ					
			ＭＰＵＺ−ＥＲＰ４０ＨＡ７（室外ユニット）				１階外壁	
			圧縮機	３	２００	０．８		
			送風機	３	２００	０．０３		
			概略寸法　８００W×３００D×６００H，製品重量　４３ｋｇ					
Ｆ−１	給気ファン	１	ＤＲＳ・Ｎｏ４　１／２（両吸込シロッコファン）				ファンルーム	（エバラ）
	残置		２６，４００ｍ3／Ｈ × ３０ｍｍＡｇ	３	１００	７．５		
Ｆ−２	排気ファン	１	パイプファン　角型格子グリル				便所	
	新設		１００φ × ８０ｍ3／Ｈ × ５Ｐａ	１	１００	０．００４７		
			付属品：ＳＵＳ製ベンドキャップ（ガラリ付）					
ＨＥＸ１	全熱交換器	１	壁掛２パイプ取付形、引きひもタイプ				詰所	
	新設		７５φ × ６０ｍ3／Ｈ × ０Ｐａ	１	１００	０．０３８		
			付属品：ＳＵＳ製ベンドキャップ（ガラリ付）×２					
			接続パイプ（７５φ）×２本					

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い−27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　換気設備 改修後 平・立面図		
縮尺	1/100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AM-06

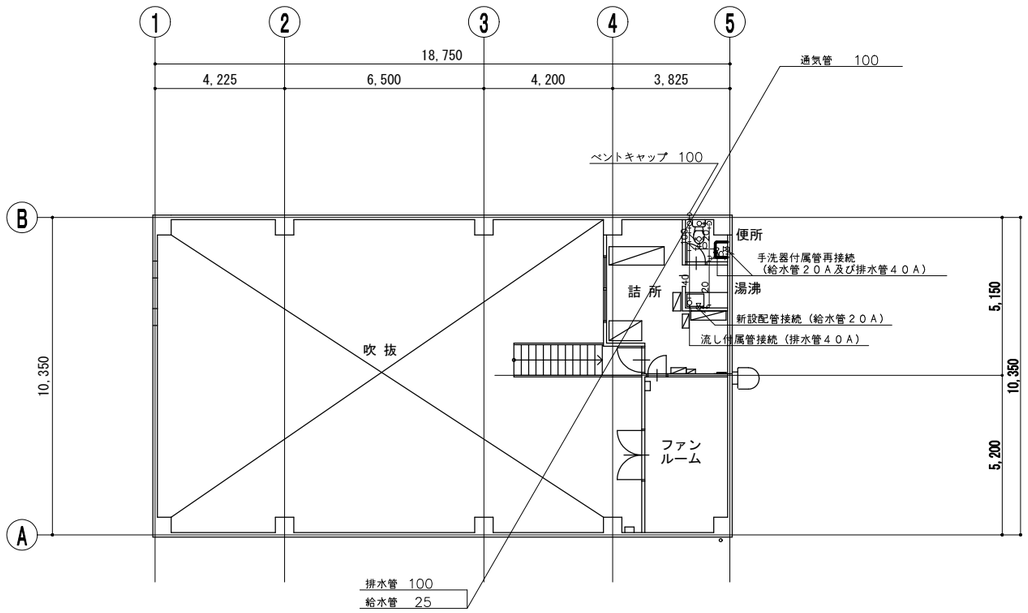

改修後　２階平面図　　１：１００

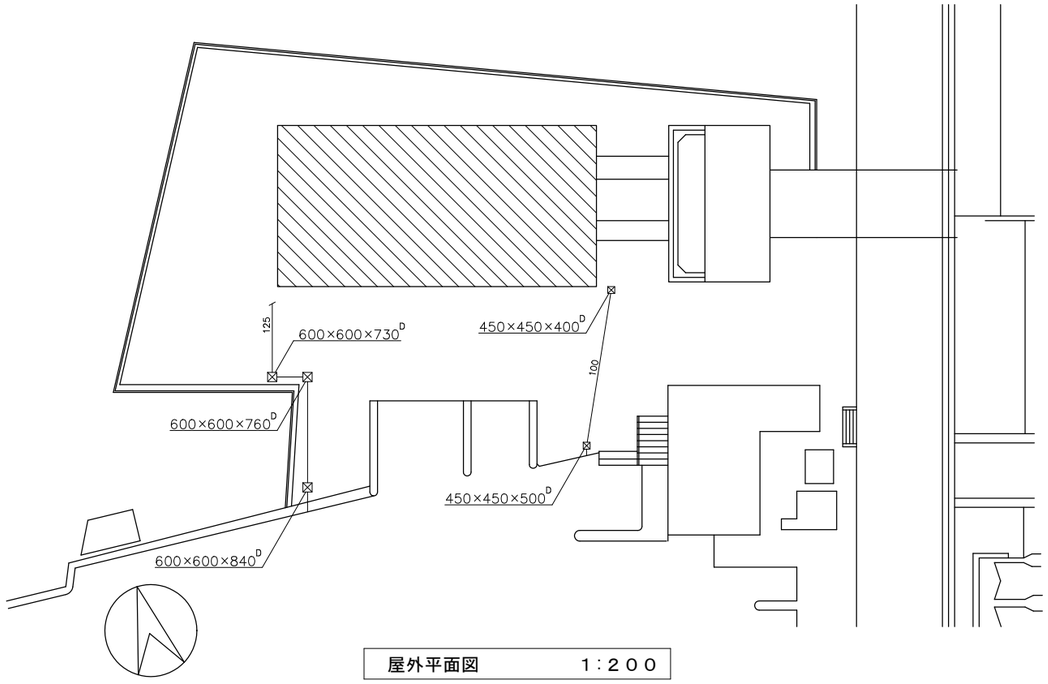

屋外平面図　　１：２００

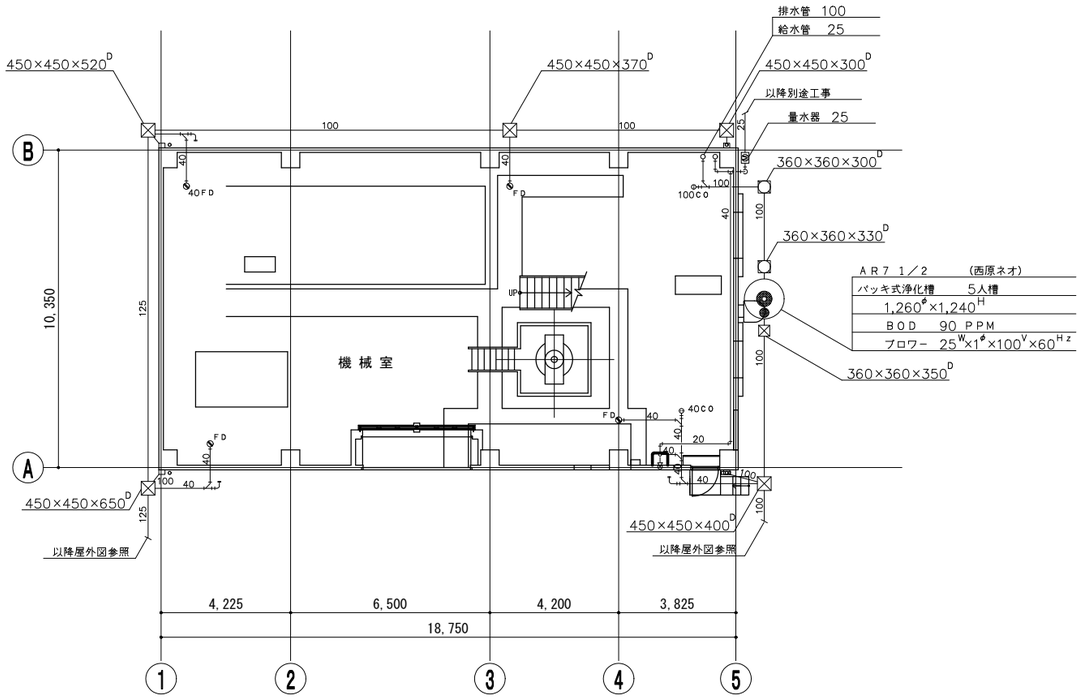

改修後　１階平面図　　１：１００

凡　　例

記　号	名　称	備　　考
———-———	給水管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　ＳＧＰ－ＶＡ 保温　グラスウール　アルミガラスクロス
————	排水管	配管用炭素鋼鋼管（白）　ＳＧＰ（白）
————	排水管（埋設）	硬質ポリ塩化ビニル管　ＶＰ

階	室　名	器具名称	型　番	個数	備　　考
1	機 械 室	洗 面 器（残置）	Ｌ－２３０Ｄ	1	水栓、水石けん入れ（ＴＳ１２５Ｓ）　その他附属品付（ＴＯＴＯ）
2	便　所	大 便 器（残置）	Ｃ－２１	1	ロータンク（Ｓ５３６），紙巻器（ＴＳ１１６）　その他附属品付（ＴＯＴＯ）
		洗 面 器（再取付）	Ｌ－２３０Ｄ	1	水栓、化粧棚（Ｓ３）　その他附属品付（ＴＯＴＯ）
2	湯 沸 室	流　し（再取付）	建築工事	1	１５自在水栓（Ｔ１３０ＡＲ１３），４０胴トラップ

衛 生 器 具 表

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和元年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名　称	１号ポンプ棟　衛生設備 改修後　平面図		
縮 尺	1/100	設計年月日	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AM-07

茂福ポンプ場耐震補強工事

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　四日市市富田浜町地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（m²）	消防法施行令 別表第一	備考
1号ポンプ棟	S造			15項	改修

3．工事種目（○印のついたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 1号ポンプ棟					屋外
⊙ 電灯設備	改修一式					
⊙ 動力設備	改修一式					
・ 電気自動車用充電設備						
・ 電熱設備						
⊙ 雷保護設備	改修一式					
・ 受変電設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
⊙ 火災報知設備	改修一式					
・ 中央監視制御設備						
・						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						
・ テレビ電波障害除去工事						
・						
・ 建築工事						
・ 機械設備工事						

4．指定部分　⊙無　・有　対象部分（　　）
指定部分工期　平成　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。

⊙ 公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（平成３１年版）　（以下、「標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成３１年版）　（以下、「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（電気設備工事編）（平成３１年版）　（以下、「標準図」という。）

2．特記仕様

項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
① 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ⊙ 風圧力 風速　(V_0=34m/s) 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・ 積雪荷重 垂直積雪量（ 0.3m ）
② 環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 （3）「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成27年2月閣議決定）」による。

項目	特記事項
③ 材料・機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有するべき品質及び性能を有するものとする。 （2）下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機材名称	
蛍光灯器具（防雨型照明器具及び防災用照明器具を除く）	高圧進相コンデンサ
ＬＥＤ照明器具（一般屋内に限る）	高圧限流ヒューズ
照明制御装置	高圧負荷開閉器
可変速電動機用インバータ装置	高圧変圧器（特定機器）
分電盤	交流無停電電源装置
制御盤	太陽光発電設備（パワーコンディショナ及び系統連係保護装置）
キュービクル式配電盤	監視カメラ装置
高圧スイッチギア（CW形、PW形）	中央監視制御装置（監視制御装置）
高圧交流遮断器	

項目	特記事項
④ 電源周波数	・ ５０Ｈｚ　⊙ ６０Ｈｚ
⑤ 電気工作物の種類	⊙ 事業用電気工作物 ・ 一般用電気工作物 電気保安技術者 ・ 要　・ 不要
6 電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
⑦ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。維持管理に支障がでない範囲で、発注者が事前に許可した部分を構内につくることが　⊙ できる　・ できない
⑧ 足場その他	⊙ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置とする。（改修標準仕様書 第１編 2.2.2によるほか下記による。） 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場の種別（　　種　） ・ 外部足場の種別（　　種　）
⑨ 仮設備工事	仮設備期間（ ⊙ 図示　・　　） 仮電源等　（ ・ 受変電設備　・ 発電設備　⊙ 火災報知 ）
10 養生	養生範囲　（ ・　　・　　） 養生方法　（ ・　　・　　）
11 施工調査	事前調査　・ 本工事 調査項目　・ 既存資料調査 調査範囲　・ 図示 調査方法　・ 図示 ・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 ・ 石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。）
12 非破壊検査等	構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。 なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、１枚以上／部位とする。
13 穿孔作業	既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。
14 耐震安全性の分類と耐震施工	(1) 設備機器、電気配線の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。） 1)設計用水平地震力 機器の重量[ｋＮ]に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設 重要機器	・ 特定の施設 一般機器	・ 一般の施設 重要機器	・ 一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

※水槽類には、オイルタンク等を含むものとする。

上層階とは、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４層とする。
中間階とは、地階、１階を除く各階で上層階に該当しないものとする。

重要機器
・ 配電盤　・ 発電装置　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置
・ 交換機　・ 火災報知受信機　・ 中央監視制御装置
・ その他（　　）

2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

項目	特記事項
15 建設発生土の処理	・ 構外搬出適切処理とする。 ・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
⑯ 電線本数、管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
⑰ 金属製電線管の塗装・仕上げ	下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。 ・ 屋外（内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所：全て（塗装箇所除く） ・ 屋内（ 内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所　地階、ピット階 ） ⊙ 塗装（ ・ 屋内 ・ 屋外 ・ 全て ⊙ 図示 ）
⑱ フラッシュプレート	図面に特記なき場合は、⊙ 金属製（ステンレス、新金属も含む）　・ 樹脂製　とする。
19 電線類	EM-UTPケーブルは、用途に応じ色分けすること。
20 二重床内器具	二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。 また、用途に応じ色分けすること。
21 インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考（1）規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

22 高効率誘導電動機の配線用遮断器等の選定	高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。

200V三相誘導電動機回路の器具容量等

電動機 定格出力[kW]	定格電流(参考値)[A]	器具容量、コンデンサ回路の配線 配線用遮断器等[A] 直入始動 MCCB	直入始動 MCCB	Y-Δ始動 MCCB	電流計[A]	コンデンサ回路 接続する電線の最小太さ[mm²] EM-IE	IV	長さ3m以下	コンデンサ[μF] 50Hz	60Hz
0.2	1.8	15	—	15	3	2.0	2.0	2.0	15	10
0.4	3.2	15	—	15	5	2.0	2.0	2.0	20	15
0.75	4.8	15	—	15	5	2.0	2.0	2.0	30	20
1.5	8	30	—	15	10	2.0	2.0	2.0	40	30
2.2	11.1	40	—	20	10	2.0	2.0	2.0	50	40
3.7	17.4	75	—	30	20	2.0	2.0	2.0	75	50
5.5	26	100	60	50	30	3.5	5.5	2.0	100	75
7.5	34	125	75	60	50	3.5	5.5	2.0	150	100
11	48	125	125	75	60	8.0	14	2.0	200	150
15	65	125	150	125	60	8.0	14	2.0	250	200
18.5	79	150	175	125	100	14	22	3.5	300	250
22	93	175	200	150	100	14	22	3.5	400	300
30	124	250	300	200	150	14	22	5.5	500	400
37	152	300	350	225	200	14	22	8.0	600	500
45	190	400	450		200					
55	228	450	500		250					

400V三相誘導電動機回路の器具容量等

電動機 定格出力[kW]	定格電流(参考値)[A]	器具容量、コンデンサ回路の配線 配線用遮断器等[A] 直入始動 MCCB	直入始動 MCCB	Y-Δ始動 MCCB	電流計[A]	コンデンサ回路 接続する電線の最小太さ[mm²] EM-IE	IV	長さ3m以下	コンデンサ[μF] 50Hz	60Hz
0.2	0.9	15	—	—	3	2.0	2.0	2.0	5	5
0.4	1.6	15	—	15	3	2.0	2.0	2.0	5	5
0.75	2.4	15	—	15	5	2.0	2.0	2.0	7.5	5
1.5	4	15	—	15	5	2.0	2.0	2.0	10	7.5
2.2	5.5	20	—	15	10	2.0	2.0	2.0	15	10
3.7	8.7	30	—	15	10	2.0	2.0	2.0	20	15
5.5	13	40	30	30	15	2.0	2.0	2.0	25	20
7.5	17	75	40	30	20	2.0	3.5	2.0	40	25
11	24	100	60	50	30	3.5	5.5	2.0	50	40
15	32	125	75	60	30	3.5	5.5	2.0	75	50
18.5	39	125	100	75	60	3.5	5.5	2.0	75	75
22	46	125	100	100	60	8.0	14	2.0	100	75
30	62	125	150	125	60	8.0	14	2.0	125	100
37	76	150	175	125	100	8.0	14	3.5	150	125
45	95	200	225	150	100	8.0	14	3.5	200	150
55	115	225	300	175	150	14	22	5.5	250	200
75	155	300	350	225	150	14	22	8.0	300	250
90	180	350	400	300	200	22	38	8.0	300	250
110	220	450	500	350	250	22	38	8.0	397	300

項目	特記事項
23 接地極	接地極の材料は下記による。なお、接地棒ＥＢ(14φ)の長さは 1,500mm 以上とし、10φは W=30 L=900mm 以上、14φは、W=40 L=1,200mm 以上としても差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極（参考）
・ 共同接地	E_{AAAG}	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－ 組
・ 共同接地	E_{AAG}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ Ａ種	E_A	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
・ Ｂ種	E_B	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
・ Ｄ種	E_D	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm）
・ Ｃ種	E_C	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
・ 高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ 低圧避雷器用	E_{LL}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
・ 構造体接地			
・ 交換機用	E_t	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ 通信用	E_m	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ 通信用	E_m	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm）
・ 電話引込口の保安器用	E_{tt}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm）
・ 測定用	E_g		ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm）

項目	特記事項
24 天井仕上げ表示	図面において、室名に（ ）を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。
㉕ 取付高さ	壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高さ [mm]
ブラケット（一般）	床上 ～ 中心	2,100
〃（踊場）	〃	2,500
〃（縁上）	縁上端 ～ 中心	150
スイッチ（一般）	床上 ～ 中心	1,200
〃（多機能便所用）	〃	1,200
自動スイッチ（照明、換気扇用等）	〃	1,800
ｺﾝｾﾝﾄ，電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ，ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	〃	400
〃（和室）	〃	150
〃（台上）	台上 ～ 中心	150
コンセント（土間）	床上 ～ 中心	800 ～ 1,300
コンセント（電動車いす充電用）	〃	900
引込開閉器箱（低圧）	〃	1,500
分電盤，制御盤，実験盤	床上 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,200
接地用端子箱	地上，床上 ～ 中心	500
試験用接続端子箱	床上 ～ 下端	800
接地極埋設標	地上 ～ 中心	600
給油ボックス	地上 ～ 給油口	1,000
室内端子盤（廊下・室内）	床上 ～ 下端	300
中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上 ～ 中心	1,500
壁付電話機	〃	1,300
親時計	〃	1,500（上端1,900以下）
子時計，スピーカ	〃	(天井高)×0.9
アッテネータ	〃	1,200
表示盤	〃	(天井高)×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,200
外部受付用インターホン（子機）	〃	標準図による
壁付インターホン（上記以外）	〃	1,100
呼出ボタン（多機能便所用）	〃	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,300
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
火報受信機（複合盤）	床上 ～ 操作部	800 ～ 1,500
副受信機	床上 ～ 中心	1,500
機器収容箱（火災報知設備）	〃	800 ～ 1,500
発信機	〃	800 ～ 1,500
警報ベル	〃	(天井高)×0.9
表示灯（火災報知設備）	〃	(天井高)×0.8
遠隔制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（重ガス）	〃	300
ガス漏れ検知器（軽ガス）	天井面 ～ 中心	(天井高)－200

（参考）天井面を基準とする取付高は、天井高さが 2,500mm から 3,000mm の場合に適用する。
天井高さが 3,000mm 以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

項目	特記事項
㉖ 他工事又は他工種との取り合い	工事区分表による。 ただし、これにより難い場合は、発注者と協議する。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名称	特記仕様書　建築電気設備１		
縮尺	－	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AE-01

項　目	特　記　事　項
27 工事用電力、水等	⊙本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署 その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。 ・市支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。
28 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。
29 工事の保険	⊙ 建設工事保険　（管理財物担保特約に加入）（保険証券の写しを提出） ⊙ 請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
30 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ⊙ 法定外労災補償制度　（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額(消費税含む) の0.5/1000 以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。
31 工事実績情報の登録	工事 請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報（CORINS）の登録手続きを行うこと。
32 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 なお、警備業者についても配載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
33 監督職員事務所	⊙設けない　　・設ける
34 完成時の提出図書	監督職員の指示により下記のものを提出する。 ⊙ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ⊙ 完成図　ＣＡＤデータ　ＰＤＦデータ（ＣＤ－Ｒ） ・ 完成図　（Ａ４版に製本したもの） ⊙ 完成図　（機械設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ⊙ 保全に関する資料等　2部 ⊙ 工事写真（紙、ＣＤ－Ｒ）
35 発生材の処理	⊙引渡しを要するもの　　図示による。 ⊙引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニュフェスト）確認表を作成し、監督員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物 （ＰＣＢ使用機器　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法 令に従い適切に処置する。 ・再使用又は再資源化を図るもの
36 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 〇工事写真 工程写真 埋設部、いんぺい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 〇工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等 の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。
37 鋼製電線管	特記なき鋼製電線管(19,25,･･･75)の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管(E19,E25,･･･E75)を使用してもよい。
38 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、 1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
39 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうえ、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
40 タンブラスイッチ	タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。
41 配線器具等	配線器具(ｽｲｯﾁ､ｺｾﾝﾄ他) の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
42 機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば、可とする。
43 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、ＰＦ管（単層管）の波付管以上を使用する。
44 位置ボックス	位置ボックスは金属製とし、電力用には接地を施す。
45 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。
46 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。
47 自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。
48 地中配線の埋設深さ等	地中配線の特記なき埋設深さは、0.6m以上とする。 高圧、特別高圧以外の地中配管にも埋設標識シート（2倍）を ・設ける　　・設けない
49 施工条件	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1.施工可能日　　・土、日曜日、祝日施工有り　・指定なし ・その他 （　　） 2.施工可能時間帯　　・指定有り（　時～　時）　・指定なし
50 地中配線の埋設標	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ・鉄製（　箇所）　　・ｺﾝｸﾘｰﾄ製（　箇所）
51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
52 一般照明の照度測定	一般照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。
53 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

項　目	・　アスベスト含有物の取り扱い
1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 （建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない 施工面所及び仕上　・図示
3 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無 除去仕上塗材（　　）含有場所（　　） アスベスト含有仕上塗材の除去 (除去 工法、養生、粉じん飛散防止 措置、呼吸用保護具・保護衣等) ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有箇所・吹付主剤・下地調整材（吹付仕上）・下地調整材（ローラー仕上） 吹付主剤、下地調整材（吹付仕上）はアスベスト含有吹付け材、下地調整材（ローラー仕上）はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲　・全面撤去　・塗外壁 補修等作業箇所のみ撤去　・図示による 外壁補修等作業は足場アンカー設置、コア抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。 除去工法 吹付主材、下地調整材（吹付仕上）の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法については レベル3の除去 工法と同等とする。 除去工法の試験施工　・行う　・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要　・その他（　　） 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出　・行う　・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出　・行う　・行わない 大気汚染防止法に基づく届出　・行う　・行わない アスベスト粉じん濃度測定　・行う（試験施工時）　・行わない 測　定　場　所　・施行区画周辺又は、敷地境界　・図示による 測　定　点　2方向各１点 （注）試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。 アスベスト粉じん濃度測定方法 計数機器　位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径　25mm 試料の吸引流量　51/min 試料の吸引時間　120 min 試料の透明化　アセトン－トリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件　総アスベスト繊維数　200本 又は視野数50視野 計数アスベスト定量限界　直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3：1以上　0.5 f/l 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産 業廃 棄物として、管理型最終処分 場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置 許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
4 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無　・有　・無 除去保温材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産 業廃 棄物として、管理型最終処分 場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置 許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において 無害化処理を行う
5 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無　・有　・無 除去成形板（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 処分方法　・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する 溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
6 アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無　・有　・無 除去シール材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法　・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する 溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
7 特記事項	本工事に配置管理させる者（有資格者） ・特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報 並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

＜現場代理人に関する事項＞

工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。

＜随時検査＞

設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第６項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和元年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	特記仕様書　建築電気設備２		
縮尺	－	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AE-02

改 修 前

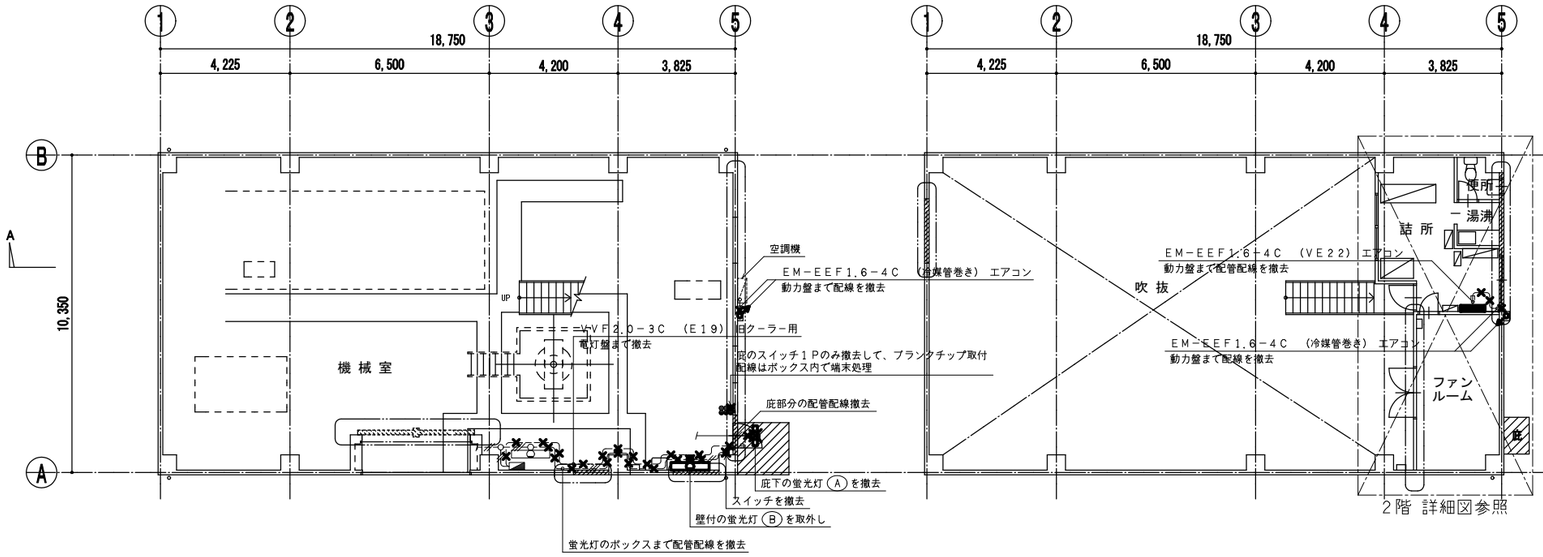

改修前 １階平面図　１：１００

改修前 ２階平面図　１：１００

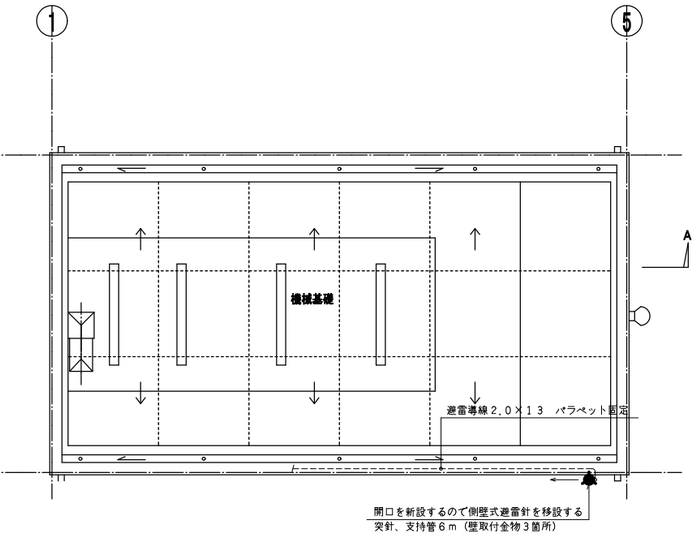

改修前　屋階平面図　１：１００

凡 例

記 号	名 称
	電灯盤
	照明器具　天井付
	照明器具　壁付
	埋込スイッチ １Ｐ１５Ａ
	埋込コンセント ２Ｐ１５Ａ×１（壁）
	動力盤
	空調機
	避雷針
	火災受信機
	露出配管配線
	隠蔽配管配線
	ジョイントボックス（露出）
	引下げ・立上り

✕ 撤去を示す

配管配線凡例

---//---	２.０×２	（Ｅ１９）
---//---	２.０×３	（Ｅ１９）
——//——	２.０×２	（Ｃ１９）
——//——	２.０×３	（Ｃ１９）

照明器具凡例

- Ⓐ 蛍光灯 ＦＬ２０Ｗ×１ 防雨カバー付ブラケット（直付）
- Ⓑ 蛍光灯 ＦＬ４０Ｗ×２ コーナー灯（直付）
- Ⓒ 蛍光灯 ＦＬ４０Ｗ×１ 片反射（直付）
- Ⓓ 白熱灯 シーリングライト
- Ⓔ 蛍光灯 ＦＬ４０Ｗ×２ Ｖ形（直付）

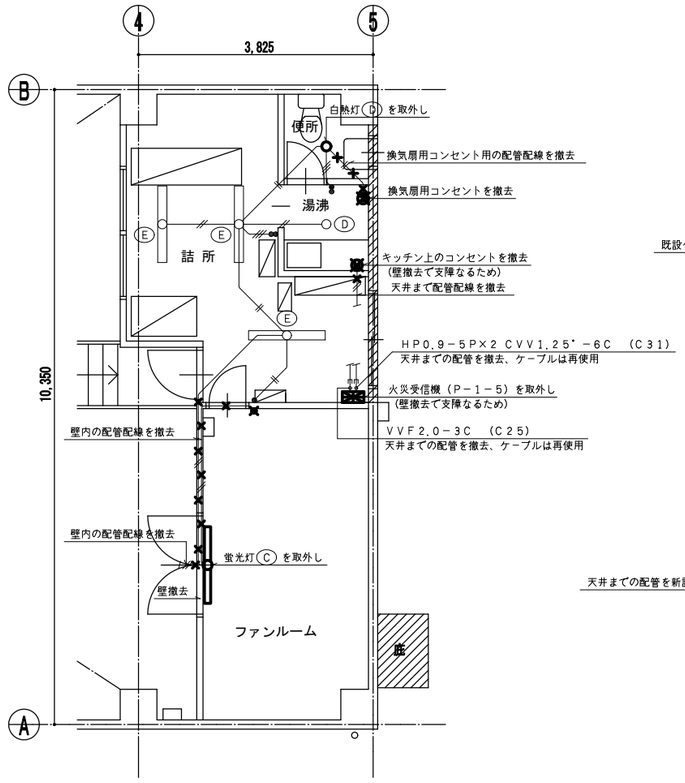

２階 詳細図　１：５０

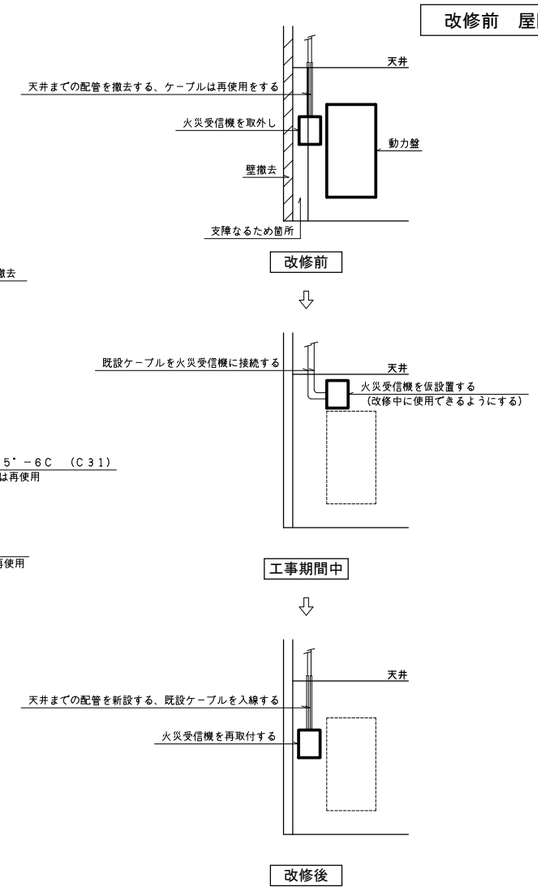

火災受信機の改修方法

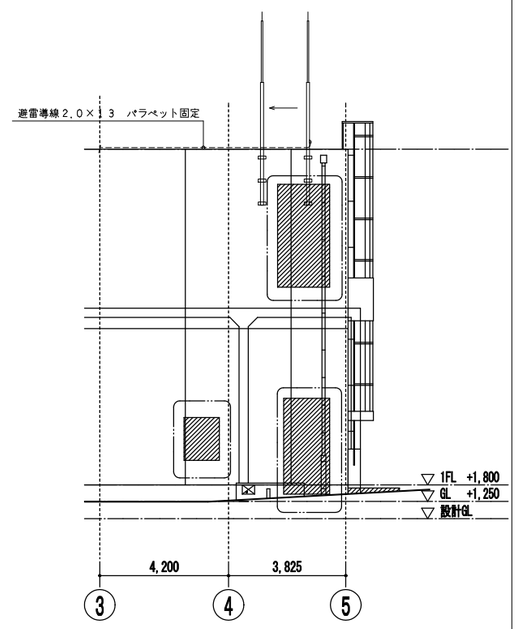

南立面図　１：１００

事 業 名	令和元年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名 称	建築電気平面図（改修前）		
縮 尺	1/100 1/50	設計年月日	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AE-03

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

改 修 後

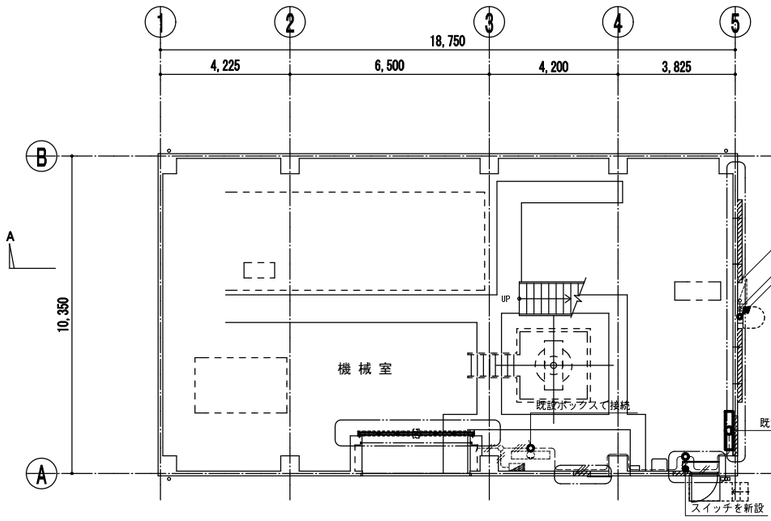

改修後 １階平面図　１：１００

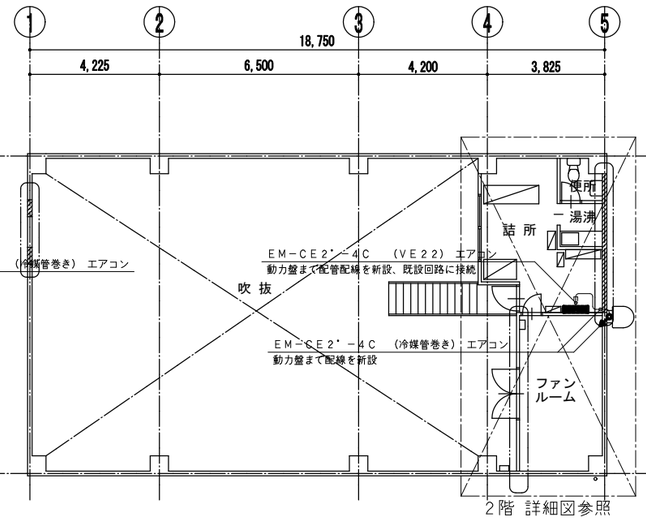

改修後 ２階平面図　１：１００

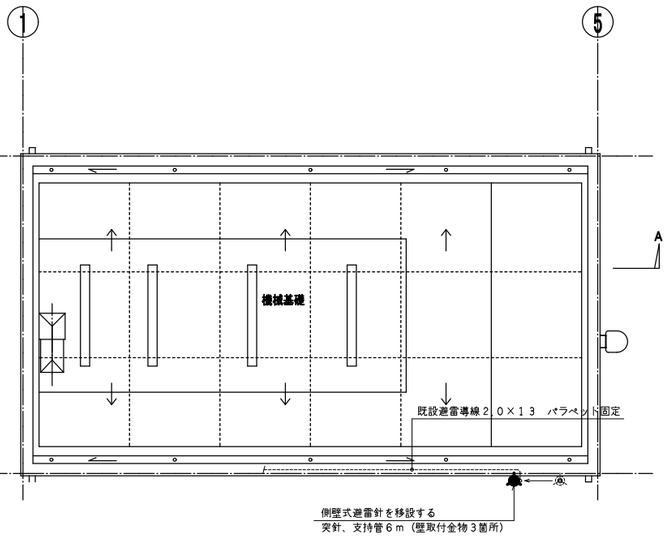

改修後　屋階平面図　１：１００

凡 例

記 号	名 称
	電灯盤
	照明器具　天井付
	照明器具　壁付
	埋込スイッチ １Ｐ１５Ａ
	埋込コンセント ２Ｐ１５Ａ×１（壁）
	埋込コンセント ２Ｐ１５Ａ×１（天井）
	換気扇（建築機械設備）
	空調換気扇（建築機械設備）
	動力盤
	空調機
	避雷針
	火災受信機
--------	露出配管配線
————	隠蔽配管配線
—·—·—	ケーブル配線
	ジョイントボックス（露出・隠蔽）
	引下げ・立上り

既設部分は破線とする

配管配線凡例

---//--- ＥＭ－ＩＥ２.０×２　（Ｅ１９）
---///--- ＥＭ－ＩＥ２.０×３　（Ｅ１９）
——//—— ＥＭ－ＩＥ２.０×２　（Ｅ１９）
—··//··— ＥＭ－ＥＥＦ１.６－２Ｃ

露出配管の塗装する部屋は、詰所とする
※塗装色は、既設部屋にあわせる

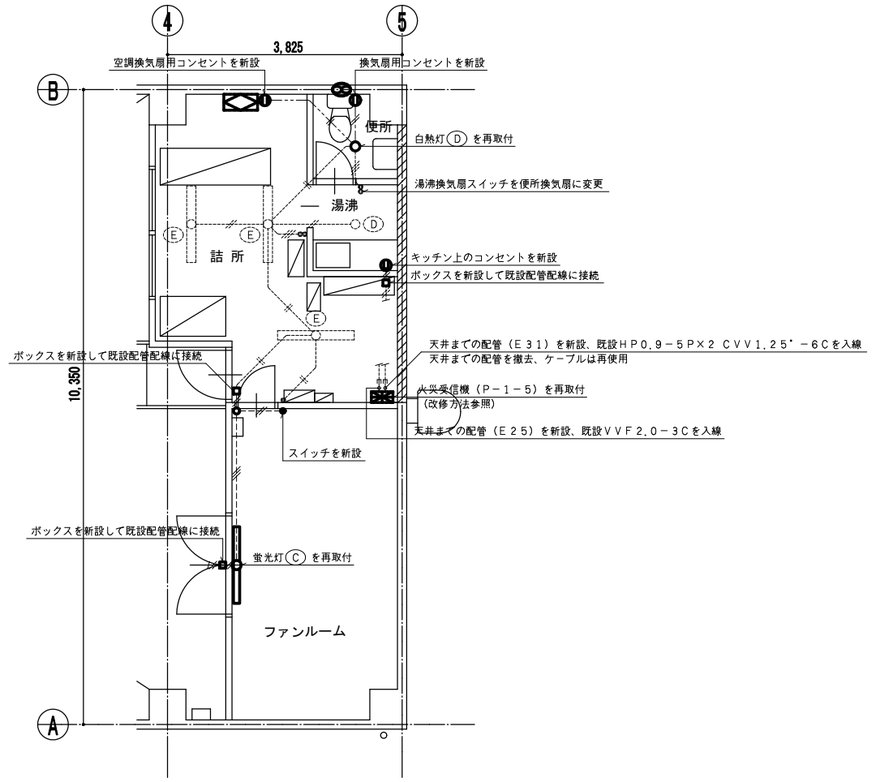

２階 詳細図　１：５０

事 業 名	令和元年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場耐震補強工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名 称	建築電気平面図（改修後）		
縮 尺	1/100 1/50	設計年月日	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	AE-04

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊